

令和7年第3回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和7年9月4日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

15番 松村幸治	16番 吉田稔
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 稲井誠司
健康福祉部長 大倉洋二	産業経済部長 森克彦
建設部長 森友邦明	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 古川秀樹	市民部次長 酒卷達也
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 住友勝次
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 板東毅	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 伊坂典恭	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾
財政課長 藤 井 信 良

会計管理者 清 田 美恵子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁喜

議会事務局次長 松永 祐子

議会事務局係長 大塚 久史

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ木村松雄君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ木村松雄君。

○17番（木村松雄君） おはようございます。17番木村松雄でございます。

ただいまより志政クラブ代表質問を始めさせていただきます。私の質問は、4点通告してあります。順に進めてまいりますので、理事者の方には明快なる答弁を求めるものであります。

それでは、1点目のごみ行政についてでございますが、中央広域環境センターについて振り返ってみますと、同センターは、敷地面積約3万5,000平方メートル余りの土地に管理棟、工場棟を建設し、平成17年7月に竣工しました。当時、全国的にも例の少ない熱分解ガス化溶融方式を採用し、2市2町の人口約12万人のごみ処理を行ってきました。施設の稼働期間は正式稼働年度から20年間とし、延長は認めない。20年後には吉野町、土成町以外に施設を建設するとの協定書を組合と周辺自治会等の間で交わしております。そのことを受けまして、組合は、平成30年8月に新ごみ処理施設整備検討会を発足し用地の選定等作業を進めてきましたが、稼働期間の終了までに新ごみ処理施設の建設がかなわない。そこで急浮上したのが、積替保管事業の案でございました。

そこで、①番目の積替保管事業に至った経緯について安丸副市長に答弁を求めます。そして、搬出が県外の山口県になった経緯についても説明をいただければと思います。なぜ遠い山口県まで運ばなければならないのかといった意見を多々いただいておりますので、その説明もお願いをいたします。

次に、②番目の約1か月になるが問題点はないかでございますが、7月23日に初めて山口県内の焼却施設に搬出しました。8月1日からは本格的に搬出がされていると思いますが、臭気対策とか問題点はないのでしょうか。

次に、③番目のごみ量は搬出から1か月でどれくらいであったのか。積替事業において最大搬出量は1日70トン可能だとお聞きしておりますが、各市町のごみ減量化が進んでいると思いますので、現状はどうかお聞きします。

続きまして、④の周辺対策事業はどのように進めていくかでございますが、周辺の環境整備に3億円の周辺対策費が組合から提示されておりますが、今後どのように事業を進めていく予定なのか説明を求めます。

次に、⑤番目の阿波市と環境施設組合との間で7月22日に協定を締結と新聞報道されましたが、周辺自治会との協議はとの質問ですが、協定の内容についても説明をいただきたいと思っております。

最後の6番目の施設周辺住民の理解は十分でないと思うが、今後の対応については、組合が計5回の住民説明会を開催しておりますが、今後、組合としてどのように対応していく予定なのか答弁を求めます。

以上、6点について答弁をお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 皆さん、おはようございます。

志政クラブ木村議員の代表質問、ごみ行政について全部で6問ご質問をいただいております。順次答弁をさせていただきます。

まず、先月8月8日、板野町議会臨時会において中央広域環境施設組合からの脱退が可決されました。板野町が脱退を決めた状況下でのご質問でありますので、今後答弁内容に変更が出ることもご理解をいただいた上で、お答えをさせていただきます。

初めに、1点目の積替保管事業に至った経緯についてでございますけれども、中央広域環境施設組合では新ごみ処理施設の建設につきまして建設場所の選定に不測の日時を要したことです。さらに、一般公募方式により令和4年10月に実施いたしました建設工事の入札が入札参加者がなく不調になってしまったことなどが主な原因として、現施設の稼働期間を20年間と定めておりました令和7年7月31日までに新施設の供用が見込めない状況になったことから、令和7年8月以降ごみの焼却を行わず、積替保管施設として使用しております。また、中央広域環境施設組合では、この建設工事入札結果を踏まえ検証を行

い、公設民営から公設公営への事業方式の変更を行い準備を進めております。このことは、令和6年3月に周辺住民の皆さんを対象とした説明会を中央広域環境センターにおいて開催し、市外へ搬出する計画を説明してきたところであります。そのため、市外搬出に伴う業者選定を公募型プロポーザル方式により募集を行いました。応募者が1者だけだったため、山口県の業者選定となったところがございます。

次に、2点目の約1か月になるが問題点はないかのご質問でございますけれども、既に投入されていたごみ量を考慮し、積替保管施設としての運用を7月23日より開始しております。運用開始当初は各市町の搬入が重なった結果、荷下ろしに時間がかかっておりましたが、現在はほぼ解消しております。また、地元説明会でご心配をいただいております臭気につきましては、これまでご説明してまいりましたとおり、既存のエアカーテンに加え消臭剤を直接噴霧していることから、苦情なく稼働しております。

続いて、3点目のごみ量は1か月どのぐらいだったのかについてでございますけれども、7月23日から8月22日までの1か月間に搬入されたごみ量につきましては約1,330トンでありました。今後の推移を注視する必要がありますが、年間想定量の1万6,000トンの範囲内で収まると考えております。

次に、4点目の周辺対策事業はどのように進めているかのご質問につきましては、本年5月24日、25日に開催いたしました中央広域環境センターでのごみ処理に伴う説明会においてご説明させていただきましたように、積替保管施設として使用する間も周辺対策事業は実施してまいります。実施に伴う手続といたしましては、これまでの周辺対策事業と同じく建設課に要望書等を提出いただき実施することとさせていただきたいと考えております。板野町の脱退が決まったことから、関連予算時期につきましては再度構成市町で協議を行い、着実に実施してまいります。

続きまして、5点目の阿波市と環境施設組合との間で7月22日に協定を締結し等の新聞報道がされましたが、周辺自治会との協定はについてのご質問でございますが、阿波市と中央広域環境施設組合は、一般廃棄物積替保管施設に関する協定書を7月22日付で締結いたしました。主な内容といたしましては、積替保管施設としての稼働期間や、持ち込むごみは可燃ごみに限定することに加え、これまで同様、臭気調査や地下水水質検査を行い、周辺地域の生活環境や農作物に影響を及ぼさないことを明記しております。このことについて協定違反があった場合には阿波市が対応するというところで締結をしているところでございます。

そして、最後6点目、施設周辺住民の理解は十分でないと思うが、今後の対応はというご質問をいただいております。現施設の周辺住民の皆様には、中央広域環境施設組合が開催する周辺環境調査結果説明会等、各説明会において積替保管の現状について今後も説明をさせていただきたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） それぞれの項目に答弁をいただきましたが、①の積替保管事業に至った経緯につきましては、入札不調になった検証を行い、事業方式を公設民営から公設公営に変更するなど再入札の準備を進めていたが、期間内の完成が見込めなくなったとの説明でした。

2番目の約1か月になるが問題点はないかでございますが、大きな問題はなく、臭気対策にも苦情等もなく順調に稼働しているとの答弁でございました。

3番目のごみ量は1か月どれくらいだったかには、1か月は1,300トン余りで、年間1万6,000トンの範囲内で収まると考えているとの答弁でございました。

4番目の周辺対策事業はどのように進めていくかについては、今までどおり建設課のほうで要望をもらってそれを実施していくという説明でございました。

5番目の阿波市と環境施設組合との間で7月22日に協定を締結と新聞報道されましたが、周辺自治会との協定はにつきましては、内容につきましては稼働期間、可燃ごみに限定、これまで同様検査を行うことを明記していると。

最後の6番目の施設周辺住民の理解は十分でないと思うが、今後の対応につきましては、周辺環境調査結果説明会などの機会に説明をしていきたいとの答弁でございました。それで、組合の2階で住民説明会をした折に、住民の方からはやはり1番に稼働期間、それといろいろなその他の協定もありますが、とにかく安心が欲しいと。これを書面で欲しいという意見があったんです。そこらも加味して今後の対応をお願いしたいと思えます。

それでは、次の2の新ごみ施設についてですが、1から6までの各項目について順次お答えいただきたいと思います。

まず、①番目の新ごみ処理施設整備工事費約9.3億円の内訳は、阿波市の負担額はの件ですが、1市2町の枠組みの予算ですので当然枠組みが変われば変更になりますが、現在組合から提示されておりますこの予算の説明は稲井市民部長をお願いしたいと思いま

す。

次に、②の板野町が組合から脱退に至ったことに関し市長はどのように捉えているか。

平成30年8月2日に第1回新ごみ処理施設整備検討会が開催されました。阿波市からは6名、板野町から3名、上板町から3名、事務局1名の13名で協議されております。協議の内容で今後の方向性については、吉野川市が脱退した後も引き続き3市町において広域でごみ処理を行う方向で意見が一致した、各地元議会にも了承を得ている、そのような内容が記録に残っております。いろいろな過程がございましたが、板野町脱退について町田市長の思いをお聞かせください。

次に、3番目の好気性発酵乾燥方式プラスチックケミカル/マテリアルのメリットはでございますが、いろいろな方式がある中でストーカー方式、燃料化方式、ストーカー方式プラスメタンガス方式の3つの選定をし、環境保全性、安全性、経済性を考慮した結果、最終的に燃料化方式を選定しました。令和元年9月の第8回検討会での結論でございました。好気性発酵乾燥方式プラスチックケミカル/マテリアルリサイクルに変更しましたが、メリットについての説明をお願いいたします。

次に、4番目の建設予定地借り上げのための賃料年間8,100万円の根拠は。構成市町の減少による賃料の減額交渉は可能なのかについてお答えをいただきたいと思っております。

次に、5番目の阿波市単独でごみ処理事業はできないのか。その場合の費用は。

1市2町の場合約9.3億円ですので、阿波市単独だと構成比率は約6割ですので、単純な数字だけの計算ではできないと思っておりますが、それについてもお答えをいただきたいと思っております。

そして、最後の6番目の新ごみ処理施設は令和10年4月稼働に向かって担当部の増員はということでございます。

現在の担当人員は少ないように見えます。稼働開始期限厳守に努力すると宣言されております市長の見解をお聞きします。

以上、6項目についての答弁を求めます。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 志政クラブ木村議員の代表質問2問目、新ごみ処理施設について複数のご質問をいただいておりますので、私のほうからは1点目の新ごみ処理施設整備工事費約9.3億円の内訳は。阿波市の負担額については答弁をさせていただきます。

先ほど木村議員からもございましたが、あくまでも阿波市、板野町、上板町の1市2町

で計画した予算額になります。93億円の内訳といたしまして、新ごみ処理施設整備工事に係る施工監理業務や再商品化事業者調査支援業務委託料など約1億3,700万円、新ごみ処理施設用地土地賃借料として8,100万円、新ごみ処理施設整備工事費や敷地造成工事費として約90億円、そのほか物件補償費として約7,800万円でございます。この財源といたしまして、国からの交付金が約26億7,000万円、普通交付税措置のある地方債が約55億6,000万円、一般財源として約10億7,000万円、このうち阿波市の負担額は約6億3,900万円を見込んでおり、今年度の負担金といたしましては1億5,777万1,000円でございます。板野町が組合を脱退したことにより、事業費につきましては、今後の方向性を決定した後、組合において算定をされる予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ木村議員の代表質問の2問目、新ごみ処理施設についての2点目から5点目について順次答弁をさせていただきます。

2点目の板野町が組合から脱退に至ったことに関し市長はどのように捉えているのかでございしますが、これにつきましては、管理者の私としてはダブルスタンダード的なことはなかったと感じております。これまで中央広域環境施設組合では、今から7年前の平成30年6月に吉野川市が報道によりまして脱退の意向を示しました。その後、木村議員も言われましたように、1市2町におきまして新施設整備検討委員会というのを8月に初会合をして、その後1市2町で歩んできたわけでございます。今から30年前、地方分権一括法案等が整備されましてから、国のほうは昔も今においても広域ということを推進しておりますので、私も原則的には、事業にもよりますが、こういったごみ処理施設等につきましては広域で運営、整備することによっていろんな費用対効果が生まれてくるし、効率的なものであると考えております。

こういった中で一例といたしましては、板野町におきましても、議員も言われましたように、昨年におきましても地元、今の現有施設といいます。7月で閉鎖と。積替保管もしておりますが、こういった関係で昨年度に6回地域住民に対して説明会を実施しております。板野町長も5回出席しております。今年になりましては、新しい、先ほどの地域におきまして4月以降に5回説明会を実施して、上板町長、それと私を含むいろんな中で、玉井町長におかれましてはいろんな事情によりまして欠席をしておりましたが、副町長が代

わりに、議員らも参加してご存じのように全て内容等は把握しながら持ち帰って町長に報告したといったことで、新聞等も踏まえまして、板野町が脱退の意向を示した後も新施設の稼働以降のランニングコスト等について算定根拠などの追加資料を届けまして、懇切丁寧に最善の努力をさせていただいたものと思っております。これまで1市2町で事業推進してきており、予算をお示しした段階で板野町が組合の脱退予告といえますか、満場一致で板野町議会が議決したことに対しましては、内政干渉になりますのでこれについては触れませんが、これからの事業につきましては大きな影響を与えたということも感じております。なぜかといいますと、1市2町の議員とか我々理事者、職員だけの問題ではなくて、一番大事なのは今の現有、現有といいますか、積替えて使っております土成町、吉野町の施設、それと阿波町のこれから新ごみ施設を予定している地域住民です。阿波町に至りましては、昨年3月に周辺の7つの自治会の全ての建設に関しての同意書というのは頂いております。これにつきましても、また戻るんですけど、板野町長にも懇切丁寧に説明いたしまして、こういったことはきちっとやってきたつもりでございます。

こういった中で、地域住民に加えていろんな地権者、今回全ての予算はいただいておりますが、地権者に対しましては今は市民でございます、阿波市民とは言いませんが。こういった市民の方、それと施設のいろんなスケールダウンもしなければ、ごみ量の変化に伴ってこういったことに影響を与えます。それと加えまして、令和10年3月31日という最終の期限を決めて実行している事業でございますので、こういったことの方策といたしましては、いろんな事業短縮をするために発注方法の工夫とかこういったことを今考えておるところでございます、繰り返しになりますが、板野町議会の脱退につきましては板野町議会で決定したことでございますので私が言うことではございませんが、こういった状況ではございますが、やはり市民、町民になるか市民になるかということで、こういったごみを出す方の生活に影響を与えないように期限を厳守してまいりたいと考えております。

それと、3点目の好気性発酵乾燥方式プラスチック/マテリアルのメリットはということでございますが、好気性発酵乾燥方式プラスチック/マテリアルリサイクルでは、国が推進しておりますプラスチック資源循環法に基づくプラスチックの、新プラ法ですね。リサイクルが可能となることや、これまでの分別方法を変更せずプラスチックのリサイクルを行うことが可能なことから、プラスチックの分別収集に係る費用と二酸化炭素の排出量の増加を抑制することができるという、カーボンニュートラルに即したメリットが

あると考えております。また、加えて費用面でも、これまでの固形燃料を成形する場合と比べ、再商品化が発生するものの電気使用量や施設整備費などが減少する見込みであることに加えて、好気性発酵乾燥後に発生する再商品化商品のうちプラスチック容器包装廃棄物は指定法人でございます日本容器包装リサイクル協会が、99%言いますが、全額に近い費用を向こうのほうに負担してくれます。それ以外のプラスチックの取扱いにつきましては、後年度に各市町へ特別交付税措置が講じられることもメリットであると考えております。

この機会でございますので、好気性発酵乾燥方式プラスチックケミカル／マテリアルリサイクルと申しますと、例えば板野町も含んで申しますと、1万5,000トンの年間の収集量がございまして、そういった中で、トンネルの中で微生物がいろんな水分を含んだものを処理しまして、あくまで仮定でございますが、8,000トンほどの残渣と言いますが、処理できなかった分が出てきます。そういった中の想定ではございまして、約半分の4,000トンがプラスチックであるというように想定しております。こういった中で、先ほど申しましたが、そのプラスチックの一部を容リ協のほうで99%、8%、制度は変わるのかもしれませんが、ほとんど負担してくれると。残りのプラスチックにつきましては特交措置が2分の1あるということで、全体の4分の1につきましては、サーマルも含めまして処分費は伴いますが、こういったことによりまして先ほどの施設の電気料の、固形燃料のときは熱量を高めるために電気代も高く想定しておりましたが、それも減少することと処分費が要することも相殺しますと、いろんな報道等にもありましたがトン当たり3万8,500円ということで、これも誤差はこれから結果が出たら生じてきますが、予算を伴わなければ執行できませんので、予算の上限額を踏まえて、きれいな処理をしてくれるところと、それと走行距離なども考えまして、こういった中で今のトン5万円台を8割以下には削減できると運営費を見込んでおりますので、こういったことのメリットがあるということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、4点目の建設予定地の借り上げのための賃料、これは予算でございますが、8,100万円の根拠は。組合の構成市町の減少による賃料の減少交渉は可能かについてでございます。

これにつきましては、現在のところ枠組みが、板野町の脱退、それと上板町の予算がまだ可決をいただいてないということ踏まえた答弁でございますが、ごみ量の減少によりまして施設をスケールダウンする場合でも、入札する際の要件としては建設予定面積を示

した上で設計、施工を一括発注することで、処理方式につきましては好気性発酵乾燥方式で、ごみ量は減量するため好気性の発酵設備のスケールダウンはありますが、その他の必要設備には変更はないことが想定されますので、借地面積の変更は今日時点ではないものと思っております。しかしながら、今後の動向によりましてまた変更があった際には報告をさせていただきたいと、このように考えております。それと……

(17番木村松雄君「市長、根拠は。8, 100万円を出した根拠」と呼ぶ)

答弁漏れでございましたが、8, 100万円の予算でございますが、複数の鑑定士、国家資格を取得しております鑑定士の鑑定を取りまして、それを参考にいたしましてはじき出しまして、この予算の範囲内、予算以下では契約できるものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

そして次に、5点目の阿波市単独でごみ処理事業ができないのか、その場合の費用はでございますが、板野町の脱退を受けて交付要件、まず循環型社会形成推進交付金につきましては、基本的にはもらえる団体といいますのは、人口が5万以上、面積が400平方キロ以上と、こうなっておりますが、特に阿波市におきましては市場町という過疎地域を抱えておりまして、同じく市場町で山村振興地域というのがございます。こういったことで特例となりまして、阿波市におきましても1市1町におきましても交付金は頂けるというように国においても確認をしております。

それと最後に、組織体制でいいんですかね。

(17番木村松雄君「職員の。担当の職員の増員は」と呼ぶ)

報道等でもありますが、今後の枠組みというのが一番今重要でなかろうかと考えております。枠組みといいましても、1市でやるのか、1市1町になるのかというのを早急に判断いたしまして、市議会議員の皆さんと一緒に決定をいたしまして、こういった中の具体的な枠組みが見えてきましたら組織の本格的な事業が推進できますので、こういった際の職員配置につきましては今まで以上に考えていきたいと、このように考えておりますので、答弁とさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 1番目の新ごみ処理施設整備工事費93億円の内訳につきましては、そして阿波市の負担額については、説明では約93億円の事業ですが、本市の負

担額は6億3,900万円であるとの説明でございました。循環型社会形成推進交付金、交付率3分の1、一般廃棄物処理事業、補助対象90%、後に50%が交付税に算入と、このような阿波市にとっても有利な制度、交付金でございます。

次の2番目の板野町が組合を脱退に至ったことに関し市長はどのように捉えているのかに対し、市長からは、事業の進捗状況に応じ説明を行い最善の努力をしてきたと。非常に残念に思っているかのような答弁だったと思います。確かに組合の説明は十分でなかったかもしれませんが、組合を脱退するのと説明不足とを同じ土俵の上で考えるのはいかなものかと思えます。市長も最善の説明を、努力をしてきたというふうに言われましたが、私も組合は担当職員、管理者ともにその時々には説明はされてきたものと、私もそのように理解をしております。よその町が決定したことに私はとやかく言うことはないんですが、やはり先ほど申しましたように、説明不足と組合を脱会するのとを同じ土俵の上で考えるのはいかなものか。2回言いましたが、私はそのように思います。

そして、3番目の好気性発酵乾燥プラスチックケミカル/マテリアルのメリットについては、市長が熱く語られましたように、私もメリットは多いと理解をいたしました。新ごみ処理施設ではトン当たり3万5,000円程度になろうかという説明もございました。

次の4番目の建設予定地借り上げの賃料8,100万円の根拠は。構成市町の減少による賃料の減額交渉は可能かについては、不動産鑑定士の鑑定額を参考にしていく、今後の方向性によって判断をしていくということでございます。

そして、5点目の阿波市単独でごみ処理事業はできないか。その場合の費用は。阿波市単独の場合でも交付金の対象になる。費用は今後の方向性が決定次第算定をしていく。

そして、最後の6番目の新ごみ処理施設は令和10年4月稼働に向かって担当部の増員はにつきましては、方向性が決定次第に対応していくとの答弁でございましたので、そこで市長に再問いたします。

7番目として、阿波市のごみ行政をスムーズに進めるために市長の決断はについてですが、町田市長は中央広域環境施設組合の管理者なのですが、その前に阿波市の市長でございます。阿波市が不利益を被らないように決断をしていただきたい。板野町は脱会し、上板町は関連予算を否決しており、ということは、予算を否決することは私は組合を脱会する意思表示だと解釈をしております。先ほどの答弁にもありましたように、阿波市単独でも交付金の対象になることから、今年の12月には新ごみ処理施設建設工事に着手しなければ令和10年4月稼働は難しくなる、そのことが予想されますので、阿波市単独

の事業に向かって市長の決断をお伺いいたします。答弁を求めます。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ木村議員の代表質問の2問目の再問、阿波市のごみ行政をスムーズに進めるために市長の判断はということでございますが、先ほど答弁したことと重複いたしますが、現実的に最近では8月8日に板野町議会において満場一致におきまして脱退予告の議案が議決されまして、阿波市にも組合のほうにも送付されてきております。こういったことを踏まえて、先般の新聞報道等にもございましたが、上板町におきましては9月の、今月の定例会において再度予算を提示したいと。この内容につきましては1市1町の予算であるというふうなことで、先週、上板町長とも話をしてきました。こういった中で、木村議員も先ほどおっしゃりましたようにやはり私も阿波市長でございますので、阿波市民、それに加えまして今まで共に広域行政をやってきた上板町の意向も踏まえまして、上板町長のコメントでもございましたが、ラストチャンスというような言葉を使って新聞報道に載っておりました。そういった結果を踏まえまして議員の皆さんとお話をして方向性を決めて、これが阿波市民に対して期限を守るというののタイムリミットだと考えておりますので、そこいらの結果をもって早急にご相談させていただきたいというように考えております。

先ほど木村議員も言われましたように、板野町の説明不足というのと脱退、また別の話というのには私も同感でございますし、上板町につきましても、今言いましたように議会の結果をもって早急に市議会に、繰り返しになりますが、相談していただきまして、することしなければ期限に間に合わないと。間に合わすことが一番と思っておりますので、ぜひご理解のほどよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 今日上板町が昼から全員協議会をして、9月議会の、そういうふうな流れになっているようでございますが、市長は、板野町も同じなのですが上板町もやはり20年間一緒にしてきて非常にそれはもう残念なんです、私は、市長は決断をして阿波市単独というふうに切り替えるべきだと思います。上板町の議会の結果を見て、それはそれでいいと思いますが。上板町長も新聞の記事では今回提案するのがラストチャンスだと、今も市長が言われましたように、ラストチャンスだと捉えているというふうな記事がございました。そのとおりでございまして、阿波市としても、これ以上上板町の結

果を引き延ばされるようなことがあつては阿波市が大変なことになりますので、どうぞ最後の上板町の議会の結果を見て、市長は決断をよろしく願いをいたします。

それでは、ごみ関係はひとまず置きまして、次に3点目の阿波市の人材と資源を活用した今後のまちづくりについてお尋ねをします。

①番の令和6年度決算までの20年間の検証について。

先般、令和6年度の決算が発表されました。実質収支額は6億5,700万円余りの黒字であったとの報告でありました。国は、地方分権が進展し市町村の役割がますます重要となる中で市町村の行財政基盤を強化し、市町村の行政サービスを維持向上させるため阿波市が誕生いたしました。合併後20年の検証なくして前進はございません。市長はどのようにお考えなのかお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ木村議員の代表質問の3問目、阿波市の人材と資源を活用した今後のまちづくりについての1点目、令和6年度決算までの20年間の検証について答弁をさせていただきます。

本市は、本年の4月に市制20周年、市役所本庁舎、交流防災拠点施設アエルワの運用開始からは10周年を迎えました。この合併の効果を最大限に活用して、合併に至った経緯というのは、それぞれの合併団体が財政基盤を強化することによって市民サービスの低下を起ささないということを十分踏まえまして、地域の一体感の醸成や町の基盤づくりに取り組むために平成19年3月に第1次阿波市総合計画を策定いたしまして、10年後の平成29年3月には第2次阿波市総合計画を策定し、まちづくりの基本理念である協働・創造・自立のまちづくりのもと、様々な取組を分野別に体系化し、戦略的、効率的に展開してきたところでございます。この20年間では、子育てするなら阿波市をキャッチフレーズにした子育て支援、基幹産業である農業の振興、そして地元雇用と地域の活性化を図るための企業誘致、スマートインターチェンジをはじめとする道路インフラ整備など様々な施策を推進してまいりました。

具体的なものといたしまして、市内全域におきまして平時はもとより有事の際にも市民の皆さんに効果的な行政情報などを発信するケーブルテレビ施設整備事業や、庁舎及び交流防災拠点施設整備事業などを実施してまいりました。市民サービスの向上策では、いち早く18歳までの医療費無償化を実施するとともに、こどもまんなか社会の実現に向けたこども家庭センターの設置、合併特例債を活用した認定こども園の整備や、全ての小学校

区への放課後児童クラブの整備など子育て支援に重点を置いてまいりました。次に、基幹産業である農業分野では、県内の他市町村に先駆けて農業振興計画を策定し特産品認証制度を推進したほか、企業誘致では農業関連企業を含めた15事業所の誘致に成功しております。また、道路インフラ整備では、本年4月には正式名称が決定した阿波市場スマートインターチェンジの一日も早い供用開始に向けて関係機関と連携を密にしながら事業を進めているところでございます。

次に、財政について決算状況などを検証しますと、平成17年度決算では歳入額は189億6,000万円、歳出額では184億6,000万円となっておりますが、直近の令和6年度決算では歳入額は223億2,000万円、歳出額では215億3,000万円となっており、これは一般会計ではございますが、人件費や物価の高騰、社会保障費の増大などによって予算額も増えているところでございます。

一方、借入金、地方債の現在高は、平成17年度末では171億8,000万円、ピーク時の平成26年度末では253億2,000万円ありましたが、令和6年度末では169億9,000万円と減少しており、また貯金といいますか、基金の令和6年度末の現在高は148億5,000万円で、平成17年度の37億円に比べますと4倍ほど増えたこととなります。

合併以降約20年間、企業誘致やふるさと納税の推進、事務事業の見直しなど、健全で持続可能な財政運営を目標に地道な努力を重ねてきた結果、現時点では財政の健全化は維持できている状況にございます。

さらには、本年4月にスタートしました第3次阿波市総合計画策定に当たってのアンケート調査では、18歳以上の市民の85.7%の方が阿波市に住み続けたい、またはどちらかといえば住み続けたいとの回答であり、この20年間進めてまいりました様々な施策やハード、ソフト事業が着実に一定の効果は上げているものと認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 答弁では、地方債は平成17年度末で171億円余りあり、ピーク時の平成26年度末で253億円であったが、本年の決算、令和6年度末には169億9,000万円と減少している。また、基金については、平成17年度の37億円から令和6年度末残高は148億5,000万円になっている。財政の健全化は維持できてい

るとの答弁でございました。これもやはり職員の皆さんそれぞれに努力して、自主財源確保、事務事業見直しなどに取組をされた成果だと評価をいたします。

続いて、再問として2番目の今後の本市の市民参画並びに官民連携による観光の拠点づくりについて。

昨年の9月議会においても触れさせていただきましたが、土成町、国道318号線沿いにはいろいろな観光資源がございます。先ほども申し上げましたが、阿波市が誕生しましてから20年、財政状況はまずまずで推移しております。これからがまちづくりの正念場だと捉えております。民の力、アイデア、協力をいただきながら官民連携のもと、10年後、20年後を見据えた観光の拠点づくりに取り組んでいかなければと思っておりますが、市長のお考えはということで、答弁をいただきたいと思っております。20年間たって、これからの10年、20年後が阿波市にとりまして一番大事な、これからが本当のまちづくりだと思っております。答弁のほうお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ木村議員の代表質問の3問目の再問、今後の本市の市民参画並びに官民連携による観光の拠点づくりについて答弁をさせていただきます。

本市には主な観光地として、西にはもう約90年に指定されてなる国の天然記念物である阿波の土柱、そして東には国道318号エリア、中央にはため池百選に選ばれた金清池などがある金清自然公園周辺エリアがあり、それぞれ観光拠点としての定着とさらなる発展が期待されているところでございます。吉野町におきましては、私的にはスポーツの町のようなイメージを持っております。

そして、議員お話しの国道318号沿いエリアには、先般、文化庁の100年フードに認定された御所のたらいうどんをはじめ、フルーツロードの愛称で親しまれ、ブドウ狩りや、季節ごとに立ち並ぶ直売所には旬の果物を求めて多くの観光客がにぎわいを見せております。また、このエリアの中心部には、年間20万人を超える方が利用する天然温泉御所の郷、また三木武夫元総理の銅像がある土成中央公園などがあり、近年遍路道にはインバウンドのお遍路さんの姿を度々見かけるようになっております。このように、歴史、文化、食、癒やしなど魅力ある地域資源が集まり、加えて徳島自動車道土成インターチェンジや土成バスストップが設置され、京阪神などと直結する交通の便におきましても恵まれており、本市の産業振興や地域経済の発展にも大きな役割を果たしているところでございます。

こうした高いポテンシャルを備えたエリアにおいて議員ご提言の観光拠点づくりを進めることは、より多くの人を呼び込み、一見でなくてリピーターを増やして、そして市内外に発信しながら、にぎわいを創出しながら、大変こういったことは意義深いものと、必要であるというように考えております。

近年では、近隣市町においても、観光や交流を目的とした拠点施設をはじめ多くの商業施設の立地も進んでおります。今後、本市といたしましても、阿波市が合併して第二ステージに入りましたので、観光客や交流人口の減少といった事態を招かないよう、新たな観光拠点づくりにつきましては、議会の皆さんはもとより様々な機会を通じ市民の皆様の声を十分にお聞きしながら今後の方向性を見極めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 答弁では、観光客や交流人口の減少にならないよう、新たな観光の拠点づくりには市民の皆様の声をお聞きしながら今後の方向性を見極めていきたいとのことですが、そこで再々問します。

昨年9月議会において、阿波市でのまちづくり推進のために今まで以上にこの318号線沿いを阿波市の有効な資源として施策に生かしてはどうかとの問いに、市長からは、このエリアにはいろいろな資源、立地条件に恵まれている。しかしながら、御所の郷につきましては、順調な営業を続けているが建築後23年が経過し老朽化問題が大きな課題である。今後は施設整備や財源確保などにしっかり取り組んでいくとの答弁でした。現在の御所の郷、またその周辺に新たな集客拠点施設を整備し、さらなる阿波市東の観光の拠点づくりを提案いたしますが、町田市長のお考えをお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ木村議員の代表質問の再々問に答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、天然温泉御所の郷周辺は、県境、鶴の田尾の手前までいろんな資源を、人材と資源とをもって地域を振興と言いますが、いろんな資源を持っております。こういった中で、この地域の魅力をさらに引き出してこれまでにないにぎわいを創出するためには、議員ご提案の新たな集客拠点施設の整備については非常に有力な選択肢の一つであると認識しております。

一方で、施設整備に当たっては財源も必要でございますので、国、県、いろんな財源も

含めまして面で捉えて、市民の皆様とか市外からの外国人の旅行者など、多様なニーズに的確に柔軟にできるように十分な検討が不可欠なものとなっております。

こういった中で、集客拠点の施設の整備につきましては、前回は答弁させていただきましたように、具体的に、先ほども申しましたが、ルート沿いにつきましてはどんな財源があるのか、今国も混沌とした状況でございますが、こういったことにもう一步踏み込んで調査しながら判断していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 市長からは、集客拠点施設についてはさらなるにぎわいを創出する有力な選択肢の一つであるとのことですが、しかしながら財源の件もございます。いろいろ国の有利なそういう財源を調査研究してということでございます。今議会にも阿波の西の土柱周辺の整備の条例改正の議案が出ておりますが、土柱周辺の整備も、やはり阿波市の観光拠点の大きな資源の場所でございますので、阿波市の中で西の土柱周辺、東の御所の郷周辺、318号線沿いですか、そこらがさらなる観光の拠点になるよう担当部、担当課の今後のお取組をお願いをいたしたいと思っております。この件はこれで終わります。

次に、最後の4番目の質問になります。①の本市の指定避難所において空調設備の設置率はでございますが、今年は非常に今までと違った暑さでございました。災害級だと言われております。この暑さによりまして、各方面にいろいろな影響も出ているのが現実でございます。今日は台風の接近でこのような天候ですが、まだまだ残暑厳しい日が続いておりますが、ある機関の統計によりますと、今までの気温上昇が続いていくなれば2100年、75年後には日本列島は40度が普通になると、そういうショッキングな統計も出ております。その折に、今年のような暑さの中でもし災害が発生し避難を余儀なくされたときに、今年のような気候だったらと思うと、大変な暑さ、空調の設備が必要かなとは思っております。

8月4日に阿波市の活性化に向けて市長と中学生が話し合う会がありましたが、中学生からは体育館に空調をつけてほしいとの要望がありました。それに対して、高田教育長は、今教育委員会で準備をしているところだとお答えされてましたが、そうですね。

そこで、指定避難所の空調設備の設置率についてお答えください。

そして、②番の指定避難所でなくても公共の施設であれば可能な限り柔軟に活用すべきでないかについても続けて答弁をお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 志政クラブ木村議員の代表質問の4問目、危機管理体制について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目のご質問、本市の指定避難所において空調設備の設置率についてはでございます。

指定避難所とは、災害発生の危険性が生じたことにより避難した住民や災害で家に戻れなくなった住民の方々を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村が指定した学校や公民館などがございます。本市では、災害が起きたときの備えとして阿波市地域防災計画により指定避難所を33か所設けておりますが、そのうち空調設備が備わっている施設は12か所であり、設置率は36.3%となっております。

次に、2点目のご質問、指定避難所でなくても公共施設であれば可能な限り柔軟に活用すべきでないかでございます。

先ほども答弁させていただきましたように、阿波市地域防災計画にて指定避難所を設け、災害時に機能するよう資機材、備蓄品等を備えているほか、避難所開設キットを設置し、誰もが避難所を設営、運営できるよう準備しております。

議員ご質問のとおり、発災時は、緊急事態につき何よりもまず安全確保が最優先されます。実際に、能登半島地震におきましても、ご高齢の方がお近くの地域集会所等へ一時的に避難し、ご近所同士助け合っていたと報告されております。本市におきましても、緊急事態でもあることから、ご自宅が倒壊するおそれがある場合など一時的に最寄りの公共施設や集会所、会堂に避難することもあろうかと思われま。自治会等が管理している集会所等を柔軟にご活用いただくことにつきましては、地域防災力の強化にもつながることから、市としましてもあくまでも一時避難先としては特に制限を設けるものではございません。しかしながら、市内各所に点在する集会所全ての避難者につきまして、避難状況の把握、健康面のケア、物資の供給などを維持していくことは難しいことから、事後につきましては順次各指定避難所へ避難していただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 答弁では、本市指定避難所は33か所あり、そのうち12か所に空調設備が備わっている。設置率は約36%であると。残りの21か所については、これはちょっと私はよく分からないんですが、残りの21か所については各小・中学校の体

育館も含まれておるという認識でよろしいんですか。はい、分かりました。

南海トラフ巨大地震の確率は毎年高くなっております。本市の阿讃山麓沿いにあります中央構造線活断層地震の被害想定では、徳島県の発表では避難者数25万人とも言われております。備えあれば憂いなしでございますので、日頃の準備が必要だと思います。ということで、市内の各小学校では自主防災組織の訓練を毎年行っております。土成町のことを言って申し訳ないんですが、土成小学校は6月22日だったと思うんですが、してきましたが、非常にもう暑い日でございます、体調の悪い生徒・児童、保護者も、そして学校の配慮によりまして、校長先生の配慮によりまして、空調設備のついた教室を一部屋あてがってくれました。そこに生徒から保護者ももちろん中に入って急場をしのいで、言わば助かったなということがございました。来年は時期を変えたり屋内でしようと、そういうような計画もしております。ということでございますので、ぜひとも備えあれば憂いなしでございます。日頃の認識を持っていただいて、まさかのときの備えをしていただきたいなと思います。

以上で通告してありました質問事項は終わりました。理事者の方には、丁重なるご答弁に感謝を申し上げます。今回の質問においてまとめといたしましては、何といたしても新ごみ処理施設の建設がスムーズに進行できますことを願ひまして、志政クラブの代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで志政クラブ木村松雄君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき後藤修君の代表質問を許可いたします。

はばたき後藤修君。

○8番（後藤 修君） ただいまから、8番後藤修がはばたきの代表質問をいたします。

早々ですが、質問に入りたいと思います。

1問目は地域公共交通について、2問目はごみ問題について、3問目は選挙について、4問目は公共施設について、5問目は過疎対策債について、以上5点について質問させていただきます。

まず、1問目、公共交通について質問いたします。

先日、報道にもありましたが、阿波病院の来年度閉院については、2026年度に閉院され、機能を吉野川医療センターに統合する計画です。これは地域医療構想の一環として進められていますが、長年にわたり地域に密着して診療を続けていたものの、施設の老朽化、患者数の減少、そして医師、看護師の確保の困難などが主な閉院の要因とお聞きしています。地元からは日常診療が遠くなり不便になる、緊急時の受診に不安が強まるといった懸念の声が上がっています。地域への影響として地元住民の不便感、緊急対応への不安が増大しています。そして、患者の皆さんが最も心配されている点、それが近隣の医療施設へのアクセスについてではないでしょうか。当然、自治体からの移行支援や交通対策を講ずる必要は大であります。本市のあわめぐりの現状では、乗車場所でも1番、降車場所としても1番の吉野川医療センター。さらに予約が増えることで医療難民が出てくるのではないのでしょうか。高齢者や障害者が単独で通院できない方は、あわめぐりの予約ができないようであれば、タクシーを使う場合など交通費の負担が重くなり、受診を控える方も増えるのではないのでしょうか。

そこで1点質問いたします。

阿波病院の来年度閉院に伴い、吉野川医療センターの利用が増えると思われるが、あわめぐりの帰りの予約が取りづらい点についての対策は検討されているのか。

この件については市長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき後藤議員の代表質問の1問目、公共交通についての阿波病院の来年度閉院に伴い吉野川医療センターの利用が増えると思われるが、あわめぐりの帰りの予約が取りづらい点についての対策は検討されているのかについて答弁させていただきます。

まずもって、先ほども答弁いたしました、阿波市は合併して21年目ということでございますが、合併当初は65歳以上人口、高齢化率っていうんですけど、これが全人口の阿波市民の約26%でございました。それが現在では39%を超えて約4割に迫るといような年齢構成になりまして、人口全体におきましては20年間で約7,000人ほど減少していると思います。このようなことを踏まえまして、免許証の返納者も増加しているということは大きく認識しており、後藤議員が言われましたようなことは非常に重要なことであると考えております。

そして、答弁に戻りますが、本市では、公共交通の空白地域の解消と市民ニーズに対応するため、令和3年4月からデマンド型乗合交通あわめぐりの本格運行を開始して、年間延べ1万人を超える利用があり、市民の皆様から好評をいただいております。

あわめぐりの昨年度の予約状況を見ますと、9時台の予約数が最も多く、また9時台から12時台にかけての時間帯で全体の約4割を占めております。さらには、14時台についても予約が多く、これらの時間帯については予約が取りにくい状況であることも認識しております。こうした状況を踏まえまして、予約センターでの受付の際には、多くの方にご利用いただけるよう、乗車時間の変更等について利用者様と調整を行いながらあわめぐりを運行しているところでございます。

議員の質問の今後の対策につきましては、当面は阿波病院及び吉野川医療センターの利用状況の推移や利用者の皆様のニーズを的確に把握しながら、効率的な運行に努めるとともに、今後の状況に応じまして、適切な対応策を利用者の方、そして希望する方のために、阿波市地域公共交通活性化協議会において引き続き慎重にいろんなことを総合して検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

利用者のニーズを把握するとの答弁でしたので、特に阿波病院利用者に特化したアンケートでもいいと思いますので、現状でも予約が取りづらい点も含めて、増便、増員等の検討をお願いいたします。

この質問についてはこれで終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

ごみ問題についてです。今回は現施設、新施設の質問はかなり出てきていますので、私からは最近問題になっているリチウムイオン電池について質問させていただきます。

リチウムイオン電池の特徴としては、高エネルギー密度で小型軽量、繰り返し充電できます。利用分野では携帯電話、スマートフォン、ノートパソコン、コードレス家電、電動自転車、電気自動車、EVなどがあります。リスクについては、過充電、衝撃、内部ショートによる発火、爆発の危険性、また高温や水分に弱い特性もあります。

最近ではモバイルバッテリーによる航空機火災もあります。例としてエアプサン、韓国で離陸準備中のエアプサンの機内で火災が発生、乗客169人、乗員7人、計176人が

搭乗しており、全員が避難し27人が軽傷を負いました。機体は全焼、全損となりました。日本でもつい最近、JR山手線で発火事故、発生場所は山手線新大久保から新宿間で、乗客が所持していたモバイルバッテリーが発火し、乗客5人が軽傷を負いました。

一方、施設においても2025年7月12日に発生した埼玉県戸田市の蕨戸田衛生センターの火災により、施設の復旧費用が約41億円に見込まれる事案が発生しております。本市においても、このような事件が発生する危険性があるのではないのでしょうか。今まで指定のごみ袋に入れれば持って帰ってもらえる。細かく分別する必要がない。リチウムイオン電池の処分についても、処理の仕方によれば火災が発生することも。全ての市民の方がそのことについて十分認識されているとは思えません。

そこで、1点質問したいと思います。

リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池内蔵家電の回収方法と処分方法はどのようになっているのかについて、市民部長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） はばたき後藤議員の代表質問2問目、ごみ問題についての1点目、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池内蔵家電の回収方法と処分方法はどのようになっているのかについて答弁をさせていただきます。

近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウムイオン電池及びリチウム蓄電池を使用した製品に起因する火災事故が全国で発生しており、県内でも今年4月、他市において不燃ごみを回収していた際、収集車から出火し、収集したモバイルバッテリーを焼く事故が発生しております。火災事故等が発生した場合、廃棄物処理施設や収集運搬車両そのものへの被害に加え、作業員に対しましても危険が及ぶ可能性があることから、早急な対策が求められているところでございます。

本市における回収方法についてでございますが、リチウムイオン電池につきましては、乾電池同様、有害ごみ回収時にリサイクルセンターなどへお持込みをいただくこととしており、これまでもごみ収集カレンダーやホームページなどで周知に努めてまいりました。

次に、リチウムイオン電池内蔵家電の回収につきましては、その多くが小型家電に使用されていることから、粗大ごみとして回収をしております。本市におきましては、リチウムイオン電池などに起因する火災事故防止の観点から粗大ごみ回収日に加え、今年8月中旬から環境衛生課及び各支所でリチウムイオン電池内蔵家電の回収を行っております。

最後に、処分についてでございますが、回収いたしましたリチウムイオン電池内蔵家電

は可能な限り売払いを行い、使用状況などから売払いが困難な場合は、乾電池、リチウムイオン電池と合わせ、適切なリサイクル処分ができる専門業者への処分を委託しております。

今後、リチウムイオン電池等の危険性を周知するとともに、誤って可燃ごみとして捨てることのないよう、正しいごみの出し方についても周知をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

答弁では、ごみ収集カレンダーやホームページで周知に努めていること、またリチウムイオン電池内蔵家電についても売払いを行っていること、専門業者に処分委託をしていることで理解しました。

私も1点気がついた点がありましたので、報告したいと思います。今回も分かりやすいと好評のパネルを作ってきました。（パネルを示す）理事者の皆さんはもとより議員、市民の皆さんにも、ちら見せではなく、しっかり見ていただきたいと思います。

これはスマホのごみ分別アプリの画面でリチウムイオンを検索したものです。7月にはこの項目について掲載はなかったんですが、つい最近このように見えるようになりました。処分方法についても細かくコメントされています。環境衛生課の日頃の努力の成果だと思います。市民部長より、定例会のやり取りについてもお伝え願えればと思います。

それでは、リチウムイオン電池についてもう一点質問したいと思います。

現在本市のごみは山口県萩市で焼却していただいているわけですが、ごみが移動中及び相手方の処理施設でリチウムイオン電池が誤って混入してしまい火災に至ることはないか、心配なところです。

そこで、再問として県外排出中のごみの中にリチウムイオン電池が混入した場合、火災の危険性はないのか、これについても市民部長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） はばたき後藤議員の代表質問2問目、ごみ問題についての再問、県外搬出中のごみの中にリチウムイオン電池が混入した場合、火災の危険性はないのか、について答弁をさせていただきます。

これまでご説明をさせていただきましたように、中央広域環境センターでのごみの焼却は、令和7年7月31日をもって終了をしております。このことから、1市2町から収集いた

しました可燃ごみは、施設内で荷下ろし後、コンベヤーを利用して水密容器に投入し、重機で容器の中に可燃ごみを押し込み、7月23日より県外搬出を開始しております。

議員ご質問の県外搬出時における火災の危険性でございますが、環境省によれば、リチウムイオン電池などは破碎や圧縮等をされると発火のリスクが高まるとされております。現在実施しております可燃ごみの県外搬出では、運搬中に破碎や圧縮は行いませんので、火災の危険性は低いと考えております。しかしながら、可燃ごみの中にリチウムイオン電池などが誤って混入した場合、ごみの受入先の処理施設で火災を起こす可能性がございますので、市民の皆様にはあらゆる機会を利用して正しいごみの出し方にご協力をいただけるよう周知をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

危険性は低い、また市民の皆様にはあらゆる機会を利用して周知するとの答弁でした。今後においてもそのあたりを私も注視したいと思います。

この項の質問は終わります。

次の質問に移ります。

先般の参議院選挙に関連して質問いたします。

まず1点、選挙ポスター掲示板設置箇所状況は、この質問については再三していますが、前回の122か所から1か所減って121か所となったことは承知してはいます。ポスター掲示板の必要性については、情報伝達手段の変化との乖離があるのではないのでしょうか。現在のインターネットやSNSの普及とのギャップ、掲示板は昭和時代の情報インフラの発想であり、現代ではネットやSNSで候補者情報を得る人が多い。それにより掲示板の必要性を疑問視する声が増加しています。また一方では、高齢者層とのバランス、デジタル弱者に配慮する必要があるが、やはり紙媒体を必要とするのは過剰という議論も多くあるようです。

そこでまず、選挙ポスター掲示板設置箇所状況はについて、理事より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 選挙管理委員会に係る質問に関しましては、阿波市選挙管理委員会委員長の承諾をいただいておりますので、本日は私のほうから答弁をさせていただきます。

す。

はばたき後藤議員の代表質問3問目、選挙についての1点目、選挙ポスター掲示板設置箇所の状況はについて答弁をさせていただきます。

ポスター掲示場につきましては、公職選挙法の規定により選挙運動用ポスターを掲示する目的で設置されるもので、設置数につきましては、公職選挙法施行令において投票区別の選挙人名簿登録者数及び面積に応じて定められております。また、特別な事情がある場合には、県選挙管理委員会と協議の上、ポスター掲示場の数を減らすことができると定められております。本市の場合、この基準を基に算出しますと市内に140か所ポスター掲示場を設置する必要がありますが、ポスター掲示場を設置しても周知効果が少ない山林や河川などの無住宅地域が多い箇所につきましては、特別な事情がある場合として設置数を減らす旨協議を行っております。協議の結果、令和6年に執行された衆議院議員総選挙時には市内に122か所ポスター掲示場を設置しており、今年7月に執行された参議院議員通常選挙時には1か所減の121か所の設置としております。

今後におきましても、ポスター掲示場につきましては、今回の設置数を基準としつつも、人口密度、地勢、交通等の事情を総合的に考慮しながら、県選挙管理委員会と協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

基準からいうと140か所になるようですが、必要性がなければ無駄な公費の使い方になるのではないのでしょうか。美馬市は人口約2万6,000人、ポスター掲示板数は179か所、吉野川市は人口約3万7,000人、ポスター掲示板数は100か所、多い市もあれば少ない市もあります。しかし、美馬市においても、住民からは設置数が多い、減らしたほうがいいとの声が担当者の方に聞こえているようです。昭和初期にできた公職選挙法に縛られるのではなく、今の時代に合ったお金のかからない選挙をするべきではないのでしょうか。行財政改革を本気とするのであれば、こういうところにもメスを入れるべきではないのでしょうか。県の選挙管理委員会にも確認しましたが、阿波市が100か所にすると言えば、それでも大丈夫ですという回答でした。まずは、橋の欄干、危険な場所に取り付けられた掲示板や民地に謝礼を払ってまで掲示する必要はあるのでしょうか。3月には市議会議員選挙があるわけですが、選挙ポスター100枚と121枚では金額が大きく変

わかります。候補者の負担の軽減にも100か所でいいのではないのでしょうか。検討を願います。

次の質問に移ります。

投票所の環境について質問させていただきます。

今回の参議院選挙も酷暑の中行われましたが、本市においても17か所の投票所が開設されたわけですが、そのうち7か所が冷暖房のない体育館でした。選挙がある都度、冷暖房があり、バリアフリーの施設に変更していただいた経緯があるので、今回の選挙は非常に残念です。

そこで、再問として、冷暖房のない投票所の対策と今後本市における投票所の環境整備の計画について、続けて理事より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） はばたき後藤議員の代表質問3問目、選挙についての再問、冷暖房のない投票所の対策と今後本市における投票所の環境整備の計画はについて答弁をさせていただきます。

投票所は本市に17か所設置しており、うち7か所が冷暖房設備のない体育館となっております。

暑さ対策を行う上で最も効果的な手段は冷暖房設備のある施設を利用することだと認識していますが、投票所を設置する際には十分な投票スペースや駐車スペースの確保、投票所のアクセスのしやすさや場所の分かりやすさのほかに、投票所における段差の有無、スロープの勾配、車椅子の動線確保といったバリアフリー対策など、条件を満たす施設であるかどうか検討が必要となります。これまで、条件を満たす施設があれば随時変更を行い、令和4年に執行された参議院議員通常選挙時と比較いたしますと、吉野中央ふれあいセンター、吉野保健センター、土成中央公民館、市場公民館の4か所を冷暖房設備の備わった投票所に変更しておりますが、体育館を利用している7か所の投票所においては、条件に合う施設がなかったため変更は行わず、例年どおり体育館を投票所として利用しております。参議院議員通常選挙は7月の暑い中執行されることもあり、冷暖房設備のない施設におきましては、特に熱中症対策が重要であると考え、スポットクーラーや扇風機の設置、各投票所の個別の事情に合わせて瞬間冷却剤やスポーツ飲料などの暑さ対策物品の準備、また投票事務従事者に熱中症初期対策マニュアルを配付するなどの対策を行ったところでございます。

今回の選挙では、投票管理者、立会人はもとより、投票事務従事者のご協力もあり熱中症などの大きな事故はなかったと聞いておりますが、今後におきましても猛暑や寒冷の中負担を少しでも減らすことができるよう、冷暖房設備のある投票所への統合や投票所の変更など、投票環境の改善に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

答弁では様々な熱中症対策が取られ、事故もなかったとの答弁でした。

ここでもう一度パネルを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）

これは美馬市のホームページから抜粋したものです。美馬市で今回の選挙で29か所の投票所が開設されました。阿波市は17か所ですので、本市と比べると約1.7倍の設置数です。しかし、その29か所のうち、既に26か所の投票所に冷暖房が完備され、残り3か所についても今回変更がありました。かいつまんで読んでみますと、江原中学校体育館から江原中学校会議室、脇町中学校体育館から脇町中学校美術室と、学校の会議室と特別教室に暫定ですが変わっています。また、今後恒久的に変更できる場所がなければ、ここ2か所を再度使うという話でありました。残り1か所は岩倉中学校体育館、これは変更して美馬市地域共生交流施設小星ベースに変更し、恒久的に利用するそうです。本市の1.7倍の施設を運営し、なおかつ全投票所冷暖房完備です。美馬市にできて阿波市にできないとは言えないと思います。

高齢の立会人の方からは、次の選挙では猛暑では体育館は勘弁してほしい、そんな声も聞こえてきます。職員の皆さんも事前の準備、片づけ、体育館に当たった職員の皆様からは疲弊の声しか聞こえません。皆さんの部下です。今回私も当然投票は行きましたが、本来なら投票当日八幡小学校体育館に向いて投票所の状況を確認すべきですが、立会人や職員の皆さんと約束した投票所の変更ができない状況、足を向けることができませんでした。非常に残念でなりません。冷暖房のない投票所の状況についても今後選挙管理委員の皆さんにも見ていただき、機会があれば委員の皆さんと私も直接お話をできればと思います。

再度言わせていただきます。ポスター掲示板削減、コストダウンです。冷暖房のない投票所をゼロに、美馬市にできて阿波市にできないことはない。このことを言わせていただ

いて、次の質問に移ります。

○議長（笠井安之君） 質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤修君。

○8番（後藤 修君） 次も公共施設関連の質問をさせていただきます。

本庁舎やアエルワは、規模が大きいため、建築物環境管理が必要となっています。そのため、定期的に温度、湿度、気流や二酸化炭素などを計測し、規定の範囲に収まるかどうかを定めている努力義務があります。しかし、その他の建物ではどのような温度管理ができていないのかは不明です。公民館や学校では定期的にトイレや教室が清掃されているところは見ますが、エアコン、換気扇などは定期的に清掃されているのか。

そこで、1点質問したいと思います。

公共施設における居室の温度管理の現状とエアコンの定期点検、定期清掃の状況はについて、各部署に精通されている副市長から答弁願います。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） はばたき後藤議員の代表質問、公共施設の温度管理の現状とエアコンの定期点検、定期清掃の状況についてご質問をいただいております。

本市におきましては、阿波市地球温暖化対策推進委員会において温暖化対策の一環として5月から10月までをクールビズとし、11月から4月までもウオームビズとして実施し、省エネ、節電対策に努めているところであります。具体的に空調につきましては、環境省の推奨室温基準に従い、夏場は28度、冬場は20度と規定しておりますが、この数値はあくまで目安であり、エアコンの設定温度を定めるものではありません。外気温や湿度、日当たり等の立地や建物の構造などを考慮し、適正な室温管理を行っております。快適な室内温度を保ち、効率よく業務を行うための柔軟な考え方を主流として、空調機器フィルターの清掃やブラインドなどの使用により、電気使用量を考慮し、適切な室内温度の状態になるよう努めているところでございます。また、近年の猛暑による熱中症対策も必要であり、本庁舎や各支所がクーリングシェルターの役割を担っていることや効率的な職場環境を図るため、快適な室温を保つよう適宜調整しているところでございます。

また、点検や清掃につきましては、フロン排出抑制法において有資格者による点検が必

要な設備を要する庁舎などの大規模施設におきましては、簡易点検や定期点検に加え、清掃業務も併せて委託しております。それ以外の建物におきましては、施設の所管課や指定管理者において、定期的な点検や清掃など維持管理に努めているところではございますけれども、稼働率、耐用年数、施設改修費などから今後どのように活用するかを検討を行っている施設につきましては、この方針が決まるまで利用を希望する方には近隣の施設をご案内して対応をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

快適な設定温度を保つよう適時調整しているとの答弁でした。

ここでパネルを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）

これは吉野町の施設のこすもすの天つりタイプのエアコンからフィルターを外した写真です。フィルターにはびっしりほこりが詰まっています。向こうが見えないような状態です。これでは、幾ら高性能のエアコンであっても十分に機能を発揮できません。これは、施設の所管課や指定管理者でどのような点検や定期清掃をするのか細かく取り決めていないため、また引継ぎ時に説明ができていない等の問題があるのではないのでしょうか。今後は清掃、点検の業務についてもマニュアル化をする、また女性の職員だけの現場には男性職員が出向きフォローするようなシステムも必要ではないのでしょうか。

いずれにしても、公共施設であり、皆さんの職場である以上は適時に清掃、点検する必要があります。こすもす以外にもバーベナの里でも南側の棟全部がエアコンが使えない状況です。この件についても早期に対応を願います。

次のパネルに移ります。（パネルを示す）

これは7月7日の七夕の日、八幡放課後児童クラブの2か所の温度計を拡大した写真です。アナログの温度計表示は約36度、デジタルの表示は33.3度、先ほど答弁いただきましたが、夏季の28度の目安を大きく超える状況です。他の部屋も全部33度以上の部屋ばかりでした。アナログの温度計の横には守ろう、子どもの命と心と書かれています。守れていますか。以前からこの件については担当部署には相談させていただいています。柿原、一条の放課後児童クラブが完成すれば、次は八幡とお聞きしていました。しかし、数か月が過ぎてこれが現状です。移設や大規模改修の話はあるようですが、一向に進んでいません。費用については過疎対策債も使える案件です。暑い夏が終わっても、最近

では秋や春の中間期が短いです。冬が来る前にスピード感を持って対策に挑んでいただきたいです。状況に応じて次の定例会でも質問させていただきます。

次の質問に移ります。

今も話が出ましたが、過疎対策債についてお聞きしたいと思います。

先ほどの八幡放課後児童クラブについては私からすると過疎債を優先して利用すべき施設と思いますが、実際はどのようなところに過疎債が充填されているのかお聞きしたいと思います。

まず1点目、過疎対策債はどのような優先順位で使われているのかについて、市長より答弁いただけますか。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき後藤議員の代表質問の5問目、過疎対策事業債についての1点目、過疎対策事業債はどのような優先順位で使われているのかについて答弁をさせていただきます。

現在の概要を申し上げますと、全国で1,741市町村がございます。この中で885、約51.5%ということで半分以上の自治体が、一部過疎を含みまして、過疎自治体となっております。市場町が阿波市では過疎地域となっておりますけど、地方債計画って起債の計画を立てまして、地方財政計画の中で今年度の全国の枠っていうのは5,900億円でございます。地方債全体で5兆5,800億円ですかね。だけ、地方債の1割ぐらゐを過疎債に充てているということと、それと過疎で、これは先ほど言いました880幾らの自治体の暮らしている人の人口っていうのは、日本の1億2,400万ですか、の中の1割ぐらゐでございます。こういった中で、過疎債のこの配分っていうのが、国のほうから5,900億円を徳島県のほうに配分してきまして、県のほうでいろんな実情に合わせて、県内全部が過疎というわけではございませんが、こういったことで上限が決まっております。

こういったことで、有効利用をしなければいけないということでございますが、本市におきましては、令和4年4月1日に市場町が過疎地域に指定されたことを受けて、過疎地域の持続的発展に向けた施策を実施するため、令和4年の第2回の定例会におきましてご承認いただきました過疎地域持続的発展計画に基づき事業を進めております。

現在、計画に基づきまして、企業誘致の促進や農業の維持発展、大規模災害に備えた防災・減災など多くの効果をもたらし、そして地方創生の起爆剤となる阿波市場スマートイ

ンターチェンジなどの社会基盤の整備や、ソフト事業では移住・定住につながる40歳以下の方が市内で住宅を取得した費用の一部を支援する阿波市で暮らそう住宅費購入補助金、自治会の育成や運営のための自治会育成振興費交付事業などを優先して実施をしております。一方、過疎対策事業債は、先ほども申しましたが、年度ごとに国の地方債計画に基づき全体の借入額が定められ、全国の自治体に配分されることから、各自治体の借入額には限度があり、市が要望する全ての事業に充当することは困難であります。このことから、財政面においてより有利となるよう、効率的かつ効果的に充当する事業の優先順位をしっかりと定めて活用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

答弁では、スマートエンターチェンジの関係、住宅購入補助金などを挙げていただきましたが、どれも過疎債を使うには妥当なものだと私も思います。しかし、この2点以外の事業において過疎債を使うにはどうかと思われる事業もあるように感じます。

そこで、もう一点質問したいと思います。

過疎対策債を今後どのように使っていくのかについても市長より答弁いただきたいと思っております。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき後藤議員の代表質問の5問目の再問、過疎対策事業債を今後どのように使っていくのかについて答弁をさせていただきます。

この過疎対策法といいますのは、昭和45年に国会議員の議員立法によってつくられた法律でございます。こういったことを踏まえまして、過疎地域というのが先ほども申しましたように全国でかなり増えてきておりますので、阿波市におきましても、午前中の答弁でも申しましたが、第2ステージに阿波市が入ったということで、市場町が過疎地域であるということを踏まえまして、阿波市の地域振興のため、そして市場町っていうのを念頭に入れまして、実際のところは過疎地域を脱却するためにこの過疎債を充当して、100%事業に充当できて70%交付税に算入される非常に有利な財源でございますので、この活用方法につきましては、この趣旨を踏まえまして、議員も今言われましたように、上限はあるものの、誰が聞いてもまさにこれに充てたらいいというような事業をもう一遍洗い出して、計画との整合性は要るんですが、きっちりと本市の将来を見据えながら重点的

に取り組む施策に集中して、持続可能な活用方法を考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（笠井安之君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

具体的なものはお示しいただけませんでしたでしたが、ある程度理解できました。

前回はこの過疎債を活用できる事業の説明は議員にありましたが、私が知る限り、最終はどの事業に幾ら使うのか議員各位への説明はなかったと思います。

事業の予算を取るために簡単に説明して過疎債をもらえるものを優先するのは役所の常套手段ではあると思いますが、しかしながら今回質問させていただいた公共交通、八幡放課後児童クラブは過疎債が使える事業であって、本来優先される事業であったと私は思います。また、令和7年にも協議額として阿波シティマラソン事業570万円とありますが、何度も言いますが、それよりは公共交通、八幡放課後児童クラブ、まだまだほかに使うべきところはあると私は思います。次の計画ではこの点も十分検討していただき、無論議員も議論に加わり、市民にも見える形でお示し願いたいと思います。

今回は代表質問でありましたが、会派はばたきを代表して、是々非々で質問させていただきました。

以上で質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これではばたき後藤修君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時18分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい吉田稔君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） それでは、阿波みらいを代表いたしまして代表質問をさせていただきます。

今年の残暑というか、まだ夏が終わっていない、8月が続いているというような気候でございます。まだ、今日、明日は台風の影響で涼しいんでございますが、台風が過ぎ去るとまた35度前後になるということでございます。今年も徳島県で、熱中症で何人か亡く

なりました。小・中学校でも、熱中症にならないような授業の仕方で非常に苦勞されているようでございます。子どもの健康第一でございまして、もしものことがあれば、小・中学校はどんな対応をしていたのかということで大変な事態に陥るところでございます。先生方も非常に敏感に苦勞されているんじゃないかなと思っております。

そこで、小学校、中学校での熱中症対策についてということで質問しました。

特に体育の授業なんかは、運動場が高温で使えないという日が何日もあるそうでございますが、そうすれば、体育館で体育の授業ができるのかなと思ったら、体育館の中でも三十何度だということで、暑さ指数が高くて体育館でも体育の授業をできない、異常な状態が何日もあるそうでございます。

熱中症予防のため、小・中学校では授業や部活動、学校行事についてどのように対応されているのかお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の1問目、小・中学校での熱中症対策についての1点目、体育館や屋外運動場での授業、部活動、学校行事について熱中症予防のため、どのように対応されているのかについて答弁させていただきます。

本市の学校におきましては、体育館や屋外運動場での授業や部活動、また各種学校行事の際には、児童・生徒の健康と安全を第一に考え、熱中症予防に努めております。

具体的には、徳島県教育委員会から示されております学校における熱中症対策ガイドラインに基づき、暑さ指数を測定し、その数値に応じて活動の中止や内容の変更を行っております。また、小まめな水分補給や、休憩時間の確保を徹底するとともに、各教室や特別教室に設置されているエアコンを適切に活用しております。さらに、教職員には、熱中症に関する対応について共通理解を図り、症状の早期発見や応急対応に備えております。加えて、学校行事などは、実施時間を比較的気温が低い午前中に設定したり、オンラインで各教室から参加したりするなど、柔軟な対応を取っております。

今後とも、児童・生徒の安全を最優先に、関係機関とも連携しながら、熱中症の未然防止に万全を期してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 小・中学校では、非常に現場でも工夫をしながら授業をやっているということでございます。

もう何年も前ですけど、小・中学校の冷暖房の空調設備の管理について、議員のほうから、過半数の議員が質問しまして、小・中学校の教室にぜひ空調設備が必要じゃないかということで、何年か議員も質問し続けて、当時の市長もやりましょうということでやったんでございますが、それから平均気温は高くなって、よくやっていたな、よくやっておったもんだなということでございます。家庭科室とか音楽室などは後年度になりますが、それも設置されます。教室のほうは、空調設備の中で快適な授業がやられているようでございます。残るは体育館ということになるんでございますが、経費が高いということで延び延びになっております。

阿波中学校は、20年前、合併前に体育館を新調したときに、空調設備はこれから必要であるということで、空調設備した唯一の、阿波市では中学校でございます。二十年余って老朽化して効率も悪くなっておるようでございますが、それも20年前によく空調設備していたもんだなというようなことを市民から、また子どもたちから聞いております。

これはもう、市長がやるかやらんかにかかるとは思うんでございますが、体育館は、先ほど代表質問にもありましたが、市民のいざというときの避難所にもなっております。もしものときの避難所で熱中症になったんでは、もうほんま笑うに笑えない話にもなってきます。助かる命も助からないということになってございますので、大勢の人が避難する体育館、それから小・中学生が授業に使う体育館にはぜひ空調設備が必要と考えるところでございますが、その点について市長の考えを伺います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の1問目の再問、市民の避難所にもなっている体育館への空調設備の設置はぜひ必要と考えるがどうかについて答弁をさせていただきます。

先ほど、吉田議員も言われましたように、阿波中学校、4中学校のうち1つだけ空調がついております。ちょうど合併する年度の1年、2年前に、私も財政担当として事業に関わりました。県のほうでも、中学校の屋内運動場、体育館に何でエアコンが要るんだというようなことで、いろんなお叱りとまでは言わんのですけど、こういう意見もいただいたんですが、最近の気候変動の変化によりまして、国のほうでも防災・減災、国土強靱化っていうのに非常に力点を置いております。

こういった中で、例としまして、9年前の2016年に熊本地震というのがございました。これ直下型です。こういった中で、276名の方がお亡くなりになったと。記憶にも

新しい昨年の元旦におきましては、能登半島地震におきまして、関係したものも含めまして645名の方が亡くなっていると。こういった中で、避難所の重要性というのがすごく増している状態でございます。個人情報に配慮したり、パーティションとかベッドとかトイレとかに加えて、空調というのも非常にクローズアップされております。交付金、国の補助金につきましても、今年度より補助率が3分の1から2分の1とかになるとかという話も聞いております。

小・中学校の体育館は、児童・生徒の学習活動や部活動の場であると同時に、災害発生時には市民の皆さんの避難所として重要な役割を担っております。しかしながら、先ほど申しましたが、近年の夏季の猛暑日には体育館の温度が30度を軽く超えまして、授業や部活動の制限が生じることもあり、児童・生徒の安全、健康の確保と、災害時の避難所機能の充実を図るために、空調設備の設置は非常に重要であると考えております。

こうしたことから、本市は、猛暑、災害の頻発化を踏まえまして、児童・生徒の健全な学習環境を確保するとともに、市民の皆様の命を守る避難所機能を強化するため、現在、市内14校全ての小・中学校の体育館の空調設備設置に、阿波中も、先ほど議員のほうからも、もう20年を経過しているということもございまして、現在、調査を行っているところでございます。

本市といたしましては、児童・生徒の健康と学習環境の改善、さらに、何回も言いますが、市民の皆さんの安全・安心を確保する観点から、小・中学校の体育館の空調設備設置事業を、国の交付金や地方債を活用しながら計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。しかしながら、先ほど過疎債のときにも言いましたが、全国的な枠もございまして、こういった際には、いろんな阿波市の現場と国の補助金の関係も見ながら、できるだけスムーズに事業がしていけるように努力していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 教育委員会に聞きますと、さっき市長答弁にもございましたが、市内の小・中学校14校の体育館について空調設備をした場合にいかほどかかるかということで、コンサル会社に今年の予算で見積りを立てていただいているそうございます。

先ほど市長が言われましたけど、全国から手を挙げた場合、国の補助が来年当たるかどうかちょっと分からないところもありますが、言うんですが、うまくいけば、来年度か

ら何校か設置できるというようなことで、市長よろしいのでしょうか。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の再々問ですか、お答えいたします。

これにおきましては、何校とか言うのは限定できませんが、幾つかの予算は確保してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 市長も、予算次第で来年何校とは言えないが、設置する方向でいけるかも分からないというようなお話をいただきました。議会も全面的に賛同してまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

次に、市道の改良についてということで質問いたしております。

9月、各自治会で道路愛護作業とか道路の補修の奉仕作業というのが結構行われます。私の地区でも、9月の第1日曜日というのを決めて、また隣の自治会でも同じように9月にやっております。

舗装ができてから40年から45年たちます。大きなトラックが通らないので陥没はないのですが、やっぱり40年もたちますと、上の路面の油が抜けまして砂がどんどん出てまいります。としますと、雨、風するときにはその路面の砂が農地に入ってくるということで、地域の農家も皆苦労しながらやっております。

道路愛護作業は、主にセメントの路肩とアスファルトの間に隙間ができてまして雑草が増えると。その草を取ったり、草を刈ったりということを地域の自治会は奉仕作業ということでやっております。その草の量が年々、我々軽トラック、うちの部落だったら6台出しておるんでございますが、草の量が年々増えていっております。路肩と路面の間ところに草が生えると、どうしてもだんだん口が張ってきて草の量が増えるというところがございます。そういったところ、町内、市内の至るところに増えております。これは路面の老朽化というところで致し方ないところがございますが、市民の奉仕作業で長寿命化につながってると思います。

草刈りとか草取りは路肩のところはできるんでございますが、舗装っていうのは我々市民でできるもんでもございませぬ。できるだけ古いところ、傷んでるところから舗装のやり替えをしていただきたい、そういう声は非常に多いと感じております。市に要望しておるんでございますが、なかなか順番が当たらんというような声もよく聞いております。議

員何しよんって、我々議員もお叱りを受けるんでございますが、当の建設課も、限られた予算がありますので、何ぼでもできんということで、優先順位をつけてその中でやっているようでございます。できるだけ市民の要望に応えたいとは思いますがということで、予算に限定的なものがあって、今年度はこれ以上できませんというような答弁も自治会長にはよくされているようでございます。

皆さんからの、再舗装についての要望はどの程度来ているのか、またそれに応えるためにあるいは利便性の向上のために、担当課はどういったことを今後考えているのか、建設部長にお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 森友建設部長。

○建設部長（森友邦明君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の2問目、市道の改良について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の、市民から市道の再舗装についての要望が多いが現状はどうかについてですが、市民の皆様から道路の老朽化や損傷に関するご要望やご意見を多数頂戴していることは、我々としても十分に認識しております。

本市では、道路の安全性と利便性を確保するため、ご要望等があった箇所については職員が現地を確認し、路面の劣化状況を調査し、緊急性や交通量、周辺環境等を総合的に勘案して舗装の打ちかえの優先順位を決定しているところです。

その結果、令和6年度には、市内の舗装道路のうち21路線、約2,630メートルについて舗装工事を実施いたしました。しかしながら、予算や施工体制には限りがあることから、全ての要望に即時に対応することは困難な状況ですが、市民の皆様の安全・安心な生活環境の維持のため、限られた予算の中で効率的かつ計画的に事業を進めてまいります。

続いて、2点目の、市民の利便性の向上のため、今後の対策はどう考えているのかについてですが、本市においては、これまでの道路拡幅事業を中心とした整備方針から転換し、限られた財源と人口減少・高齢化の進行を踏まえ、より効果的・効率的な道路管理が求められている状況です。そのため、今年度より新たに維持管理課を設置し、道路舗装や路面補修、排水施設の機能維持といった日常的な維持管理業務を強化する体制を整えました。

この新たな方針のもと、市民の皆様の利便性を高めるためには、まず安全・安心を実感できる道路環境の維持が何より重要と考えております。特に、路面の段差やひび割れ、排

水不良など、日々の生活に影響を与える問題に対し迅速かつ的確に対応することが利便性の向上に直結すると認識しております。

また、維持管理課では、市民の皆様からの通報や要望に基づく現地調査を行い、優先度を定めて補修を実施する仕組みを整備しており、あわせて阿波市LINEなどの電子ツールを用いて道路に関する損傷を市民の皆様から報告していただくなど、市民の皆様との信頼関係の構築にも努めているところです。

今後は、地域の声に耳を傾けながら、持続可能な道路管理と市民サービスの向上を両立し、安全で快適な道路環境の維持に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 今、建設部長からの答弁がございました。

令和6年度に行った舗装、21路線、約2,630メートル実施できたということでございます。2,630メートル、4町で割ると700メートル足らずでございます。地域では、パッチ舗装っていうんですか、部分舗装、陥没したところにアスファルトの原料を持ってきてならして、2トン車で前後して転圧してるんでございますが、パッチ舗装したのにまた何年かしてその一部をまたパッチ舗装しているというふうなところもあちこちにございます。単年度で、その舗装が、2,630メートル、4町で割ると700メートルっていうのは少ないんじゃないかなと思います。これも予算が決まっているので、これ以上なかなか難しいところもあるのですという部長の話でございますが、住民の要望に応じてその辺は財政的な配慮を、市長、現場の声を聞いてもう少し増やす方向で検討していただけたらと思います。市民の生活道路でございますので、特に目につきます。パッチ舗装をした上にもう一遍パッチ舗装をするっていうのも、せこいなあというのが市民の声だろうと思います。そういった声に応えられるように、予算面で考えていただけたらと思います。その辺市長に要望しておきたいと思います。

最後に、新ごみ処理施設整備事業についてということで、先ほど木村議員が具体的な項目でたくさん質問されておりましたので、ちょっとダブるところもございますが、大事な案件でございますので、私のほうからも質問させていただきます。

先月、板野町議会が、全会一致で中央広域環境施設組合からの脱退を決議されました。もうびっくりしました。今まで20年間うまいこと協力しながら、しかも阿波市の吉野町で焼却をしながら、阿波市も土地を提供して、全面的に協力し合ってきた仲でございます

が、何が原因なのか、何かあったのか、板野町にしたらもっといい方策があるから乗り換えようとしてこういう決議をされたのか、その辺は相手の町でないので私も分かりませんが、向こうの町長が、具体的な予算の内容とか分からないところがあるからとか、こう言われておったようでございます、新聞で見る限りでございまして。私の聞くところでは、副市長や副町長、それから担当部課長は実務協議を今まで何回か行っているようでございます。そういったところで、持ち帰って各市長や各町長に十分報告はされておったと思いますが、分からないところがあれば、首長も自分のところの副町長なり担当課長に聞く、あるいは環境施設組合の職員に聞くなりできた立場でございまして。それでも何か分からないことがあったのか、あるいは広域でなしに単独でごみ処理をやってみたいという考えがあったのか、その辺は私も分からんところでございまして、副町長、副市長、担当部課長で構成している検討会議、今までごみ処理施設の土地の候補地の選定からごみ処理方法まで検討してきたようでございまして。予算案についても当然検討してきたと思いますが、その辺のことはどうなってるのか、副市長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 阿波みらい吉田議員の代表質問、新ごみ処理施設整備事業についてのご質問にお答えをいたします。

これまでの新ごみ処理施設整備に向けた取組であります。平成30年6月11日、吉野川市が広域処理負担金が高額であると判断されたことや、次期処理施設の建設計画が不透明であるなどを理由に、現施設の稼働期限であります2025年度から市単独での処理に転換する方針が示されました。このことから、平成30年8月2日、阿波市、板野町、上板町の副市長、各副町長、担当部長、担当課長、並びに担当者などが構成する新ごみ処理施設整備検討会を発足し、吉野川市が脱退した後も引き続き1市2町において広域でごみ処理を行うことを確認をいたしました。令和2年4月1日には、事務局をこれまでの阿波市環境衛生課から中央広域環境施設組合施設整備局に移管することで、1市2町での取組を強化してきたところであります。

新ごみ処理施設整備検討会では、処理方式の選定や新ごみ処理施設建設に係る最有力候補地について選定を行ってまいりました。昨年度には、固形燃料方式からケミカル／マテリアルリサイクル方式への変更、並びに関連予算についても協議したところであります。この検討会で協議した内容につきましては、各市町に持ち帰り、それぞれの判断で報告、処理されているものと考えております。

今後につきましても、これまで開催してまいりました新ごみ処理施設整備検討会において、課された課題に関し協議を重ねてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

副市長答弁にもございましたように、副市長、各副町長、幹部職員で、新ごみ処理施設の検討会は度々やってきたということでございます。副市長もよその町については分からないと言いますが、当然、首長にその内容については説明も重々してきたと思います。それでも、町長が理解できないっていうところは、その辺が分かりませんが、板野町の全員協議会にも組合から職員が行って、収支、予算案についても説明はしてきたという話を聞いております。他の町のことでございますので、何かいい方策があつてこういうことに出たのかなとも思ったりもしますが、予算案が十分分からないっていう理由でと新聞には出ていますので、20年一緒にやってきて水くさいなというような気もします。土地は吉野町が提供して、周辺自治会も協力していただいて、20年間稼働できたということでございます。周辺の自治会の皆様のご理解、ご協力あつてのことだと思えます。また、その上で、積替施設でもう少しお願いをしているところでございます。そういう中で、あっさり離れていくっていうのは、もっと何か自前でやりたいいい案があるのかなと私は思ってしまうんですが、市長も多分びっくりしたと思います。何か熟年離婚みたいなもので、我が分からんうちに急に離れていきますよということで、今まで協力してきた、し合ってきたことは何だったんだろうというような、議会としてもそんな感じでございます。

市長としてはどのように感じたのか、また今後どういう方向でリードしていきたいのか、市長のお考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の3問目の再問、板野町が中央広域環境施設組合から突然脱退を決議され、上板町議会は新ごみ処理施設負担金予算案を否決された、管理者でもある市長の所感はについて答弁させていただきます。

午前中の志政クラブ木村議員と重複するところはご了承ください。

令和7年8月8日、板野町議会の臨時会におきまして、板野町が令和10年3月31日をもって中央広域環境施設組合から脱退することについて議案提出があり、可決されまし

た。続いて、8月25日には、上板町議会において、新ごみ処理施設関連予算が否決されております。先ほど、副市長のほうより説明いたしましたように、1市2町では新ごみ処理施設整備検討委員会を立ち上げ、これは平成30年の吉野川市の脱退を聞いて、8月でございます、処理方式や建設費など、新ごみ処理施設建設に関する重要事項を協議してまいりました。副市長時代には委員として出席して、令和5年4月24日の市長就任後は組管理理者として、会による報告を受けているところでございます。

このように、これまで1市2町で事業推進してまいりましたが、板野町が脱退し、上板町の予算がままならないという状況でございますが、しっかりと現実を見据えまして結果を出すということが重要でございますので、これに関しましてはスケジュールどおりの遵守をするということを最優先に、阿波市民、いろんな市民の方の、これっていうのは電気、水道に次ぐ、それ以上のライフラインでございますので、市民生活に影響を与えないような方法を推進していきたいということで、近々いろんな方向性も示したいと思っておりますので、議員各位におかれましてはまたご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 市長もあまり相手に角が立たんように、丁寧に言っていました。

最悪の場合は、1市1町でごみ処理を行うかどうか、またはそれ以上になるかどうか、まだ微妙なところでございますが、市民に迷惑をかけないように、それから今の積替施設も期限が残り決まっておりますので、それ以上迷惑のかからないように、また東長峰を中心とした新規事業、新ごみ処理施設の周辺の方々も心配しておりますので、できるだけスケジュールは延ばさないような方向で、場合によったら見切り発車も必要かなと思っております。議員の間でもいろいろ意見がありますが、あまり無理して、去る者追わずというか、相手の新しい方向性があるのかも分かりませんので、あまり待ちに待って次の新ごみ処理施設の稼働時期をこれ以上遅らすというのも市民には非常に申し訳ないようなところでございます。

市長は大きな決断をまたしなければいけないかもしれませんが、議会のほうにも十分情報共有していただきまして、情報共有しながら進んでまいりたいと思ひますので、そのつもりでよく考えて、場合によったら決断をしていただきたいと思ひます。

以上、質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで阿波みらい吉田稔君の代表質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 5 分 休憩

午後 2 時 1 5 分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3 番野口加代子さんの一般質問を許可いたします。

3 番野口加代子さん。

○3 番（野口加代子さん） 議席番号 3 番、花メロディー、野口加代子、ただいまより 9 回目となる私の一般質問をさせていただきます。

今回の質問は 2 問です。1 問目は、こども家庭センターについて、令和 6 年度のこども家庭センターの活動状況と課題についてと、令和 7 年度からのこども家庭センターの新たな取組と今後の展望についての 2 点を質問します。2 問目は、阿波市民憲章について、阿波市民憲章の目的と周知方法について、阿波市民憲章の趣旨を踏まえ、学校教育の中でどのような児童・生徒の育成を目指しているのかを質問します。

早速、質問に入らせていただきます。

こども家庭センターについて。

こども家庭センターは、こども家庭庁支援局虐待防止対策課への照会によると、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期に係る切れ目のない支援を行うとともに、新たに支援を要する子ども、妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓を担うこととされています。

令和 4 年に改正された児童福祉法等により、令和 6 年 4 月から市町村はこども家庭センターの設置に努めなければならないこととされており、こども未来戦略、令和 5 年 1 2 月 2 2 日閣議決定等において全国展開を図ることとされています。国のこども家庭庁の調査結果では、令和 7 年 5 月 1 日時点でのこども家庭センターの数は、全国の市町村数の数 1, 7 4 1 の自治体のうち 7 1. 2 % に当たる 1, 2 4 0 の自治体がこども家庭センターを設置しています。

子育てするなら阿波市においては、阿波市こども家庭センターが早々に開設されてお

り、令和6年4月1日から相談の受付がなされています。場所は、阿波市役所本庁1階の窓口23番です。

それでは、質問いたします。

一般質問の1問目、こども家庭センターについての1点目として、令和6年度の活動状況と課題についてと、2点目として、令和7年度からの新たな取組と今後の展望についてでございます。この質問については、大倉健康福祉部長に答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 野口議員の一般質問の1問目、こども家庭センターについて、2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の令和6年度の活動状況と課題について答弁させていただきます。

令和6年4月、子育て支援課内に、子育て世代包括支援センターぎゅっとと、阿波市子ども家庭総合支援拠点を一体化した、阿波市こども家庭センターを設置し、子どもや家庭が抱える様々な課題に対して迅速かつ適切な支援を行うための中核的な機関として、その機能の充実を図っています。

現在、こども家庭センターでは、9名の職員を配置し、妊産婦・子どもに関する相談、虐待通報への対応、出産・子育て応援事業や産後ケア事業、ひとり親家庭等への支援など、多岐にわたる業務を担っています。中でも、各種相談に関する内容は年々複雑化傾向にあり、令和6年度には延べ4,097件の児童相談が寄せられており、これに対応するため、家庭相談員などの増員や、県の中央こども女性相談センターなどの関係機関と連携強化を進めているところでございます。また、要保護児童の適切な保護を図ることを目的とした要保護児童・対策地域協議会を定期的で開催し、令和6年度には実務者会議、個別のケース会議をそれぞれ10回開催し、関係機関との情報共有やケース検討を行っています。

一方で、近年の子育て世帯の形態は多様化かつ複雑化しており、本市においても様々な背景を持つ家庭が存在していることから、専門性の習得だけでなく、人に寄り添う力や現場感覚が強く求められている中で、市としても、全ての子どもと家庭が安心して子育てできる環境を整備することが重要な課題であると認識しております。

次に、2点目の令和7年度からの新たな取組と今後の展望についてですが、新たな取組といたしましては、前年度まで健康推進課で行っていた妊娠届出の受理、母子手帳の発行、産後ケア事業などの母子保健事業の一部をこども家庭センターに集約し、妊娠期から

子育て期までのさらなる切れ目ないサポート体制の充実を図ることで、スピード感のある対応を行っています。

また、高校生が将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を取得し、命の大切さや乳幼児との関わりについて学び、結婚や子育てについての理解を深めるための、赤ちゃんふれあい事業を来月実施する予定といたしております。

今後におきましては、多様化、複雑化する子育て世帯のさらなる進行や相談件数の増加などを見据え、地域ぐるみで子どもと家庭を見守る体制づくりをはじめ、地域の複雑な課題に対応できる専門職員の育成、オンライン相談や相談記録のデジタル化による業務の効率化などについても検討し、こども家庭センターを中核とした柔軟かつ多角的な支援体制の構築に努め、誰一人取り残さない子育て支援を目指して引き続き取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 大倉健康福祉部長に答弁をいただきました。

この質問をするに当たって、改めて昨年4月発行の広報あわの4ページに目を通す機会を得ました。こども家庭センターの事業内容が9つ記載されています。

その内容の9つを、繰り返しになりますが読み上げます。1つ目、妊産婦・子どもに関する相談、2つ目、出産・子育て応援事業、3つ目、児童虐待に関する相談、4つ目、ひとり親家庭に関すること、5つ目、里親に関すること、6つ目、子育て短期支援事業、7つ目、阿波っ子応援券事業、8つ目、ファミリー・サポート・センターに関すること、9つ目、子育て応援ヘルパー派遣事業の9事業です。

民間や地域が一体となった支援体制の構築では、1、市役所、2、医療機関、3、認定こども園、4、小学校・中学校・高等学校の特別支援学校、5、教育委員会、6、民生委員・児童委員、7、子育て支援センター、8、こども食堂、9、乳児院・児童養護施設・里親、10、警察、11、保健所の、11の大きな機関が挙げられています。

答弁を聞いて驚いたのは、令和6年度の児童相談等の延べ件数の多さです。その数、延べ数4,097件。児童相談では、養護相談が9割強を占めています。養護相談には、児童虐待事例も含まれているので、心が痛みます。安全・安心確保で、幸せに過ごせるように、今後も連携強化できめ細かなフォローをよろしくお願いします。良くも悪くも、個人情報保護がしっかりしている現在なので、私が尋ねられることにも限界があり、また教え

ていただけることにも限界がありますね。また、各種相談に関する内容が年々複雑化傾向にあるということで、9名の職員の方々と関係機関の方々の問題解決への頑張りに感謝申し上げます。障がい相談では102件、育成相談は129件、引き続き支援体制の構築の強化、連携強化でよい方向に進んでいくことを切望します。

次に、就学前の健診としての5歳児健診の導入をお願いしたいと思います。

現在、母子保健法で定めている健診は1歳6か月健診と3歳児健診ですが、国は5歳児健診の導入について推進しているようです。言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期である5歳児に対して健診を行い、子どもの特性を早期に発見し、適切な支援を行い、健康の保持増進を図ることが目的とされているようです。

令和5年第4回定例会において、樫原伸議員が、4歳児から5歳児の健診を始めてはどうかについて一般質問がされ、答弁の中で、現在も様々なフォローアップ体制があることはお伺いしました。また、5歳児健診の導入に当たっては、様々な課題があり、発達の専門医や心理士等の専門職の人材確保が必要とも聞いてます。しかしながら、既に県内でも健診の導入をしているというところもあるようですので、ほかの自治体の状況も参考にしながら、ぜひ導入に向け取り組んでいただきたいと思います。

お役所の仕事は、人の人生がかかっていることがあります。何事も、タイミングが大切だと思います。検討よろしくをお願いします。

こども家庭センターについての一般質問を終了します。

次の質問に移ります。

私は、令和4年に市議会議員に立候補する前から、阿波市民憲章は市民にとってとてもよいものだと思っていました。議員に当選してからも、出かけた先の施設や場所で市民憲章が掲示しているのを目にすると、うれしくなり目を止めてしまいます。市民の皆様の中には、こんなによい市民憲章を知らない方が大勢います。

パネルを1枚借りてきたので見せます。（パネルを示す）ちょっと重たいんですが、前に置きます。

読み上げます。

わたしたちは、阿讃山脈と吉野川に囲まれた豊かな自然、輝かしい歴史や伝統に培われたこのまちに生きる喜びと誇りをもち、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」の創造をめざしてこの憲章を定めます。1つ、気持ちのよいあいさつをし、笑顔いっぱいのみちをつくります。1つ、自然や公共物を大切にし、清潔で美しいまちをつくりま

す。1つ、だれにも親切にし、優しさのあふれるまちをつくります。1つ、元気いっぱい仕事に励み、人が輝くまちをつくります。1つ、趣味や特技を磨き教養を深め、心豊かな文化のまちをつくります。

それでは質問いたします。

一般質問2問目の1点目、阿波市民憲章の目的や周知方法についてでございます。この質問については、坂東理事に答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 野口議員の一般質問2問目、阿波市民憲章についての1点目、市民憲章の目的、周知方法について答弁をさせていただきます。

平成17年4月1日に阿波市が発足し、新しいまちづくりへの第一歩として、合併新市としての基盤づくりや市民の皆様の一体感の醸成を着実に進めるため、平成19年3月に第1次阿波市総合計画、わたしの阿波未来プランを策定し、10年後の将来像である、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」を掲げました。

市民憲章は、この将来像の創造を目指して、市民の代表の方などで組織する選定委員会で検討協議され、平成19年9月1日に制定されたものでございます。目的としましては、市民の皆様が誇りを持って、よりよい生活を築き、地域を愛し、未来につなげていくための指針を示しており、具体的には市民一人一人が人権を尊重し、教養を深め、自然環境を大切にしていこうことを目指しています。

周知方法につきましては、市役所の正面玄関の東側には市民憲章を刻んだ石碑を設置するほか、パネル型A1サイズを市役所本庁、各支所、公民館、図書館など市内主要施設に設置し、またA3サイズのラミネートタイプを各学校施設、温泉施設、スポーツ公園など、市民憲章が市民の皆様親しまれるよう公共施設へ掲示しています。そのほか、ACNの文字放送や、平成25年度からは、広報あわにより毎月市民憲章の一文を紹介しております。さらに、市役所職員が使用する名刺のデザインとして、裏面に市民憲章本文を印刷したタイプのものを利用し、市民憲章の推進、周知を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 広報あわには、12年前から市民憲章の一文を紹介していただいていたのですね。8月号では、趣味や特技を磨き教養を深め、心豊かな文化のまちをつくり、今月9月号では、気持ちのよいあいさつをし、笑顔いっぱいのまちをつくり

ますとの一文を紹介しています。時代の流れとともに、建築物、人、思考、物の価値、生活習慣など、あらゆるものが変化しています。市民憲章の認知度が下がるのは致し方ないことだと思いますが、知っていますかという問いに、ほぼ知らないという返事が返ってきます。そういうのが残念です。

過去には、阿波市民憲章を大切にしていた阿波市議がいたと聞きました。阿波市の宝物の阿波市民憲章を知らない老若男女の方々に阿波市民憲章が浸透し、阿波市民憲章の目的が果たせることを切に願います。

再問いたします。

阿波市民憲章についての2点目、阿波市民憲章の趣旨を踏まえ、学校教育の中でどのような児童・生徒の育成を目指しているのでしょうか。この質問については、教育長、答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 野口議員の一般質問の2問目の再問、阿波市民憲章の趣旨を踏まえ、学校教育の中でどのような児童・生徒の育成を目指しているのかについて答弁させていただきます。

本市の小・中学校におきましては、阿波市民憲章の理念を反映した学校教育目標や目指す子ども像を掲げ、子どもたちの豊かな人間性の育成に努めております。

まず、阿波市民憲章1つ目の、気持ちのよいあいさつをし、笑顔いっぱいのもちにつきましましては、挨拶運動などを通じて、礼儀正しく明るい学校づくりを進めております。

次に、自然や公共物を大切にし、清潔で美しいまちにつきましましては、清掃活動や美化活動を通して、環境を守る心や公共心を育てております。

また、誰にも親切にし、優しさあふれるまちにつきましましては、人権教育やいじめ防止の取組を推進し、思いやりのある人間関係づくりを図っております。

さらに、元気いっぱい仕事に励み、人が輝くまちにつきましましては、学習や部活動に主体的に取り組むことで、努力することの大切さや自立心を養っております。

最後の、趣味や特技を磨き教養を深め、心豊かな文化のまちにつきましましては、文化活動や読書活動などを通して個性を伸ばし、心豊かな成長を目指しております。

このように、阿波市民憲章の趣旨を日々の教育活動に具体的に生かし、将来の阿波市を担う子どもたちの健やかな成長につなげているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 教育長より答弁をいただきました。

日々のニュースでは、市民憲章とは真逆のよくない出来事がいっぱい流れています。阿波市ではありませんが、家族間での殺人、身勝手な無差別殺人、虐待、不法投棄、詐欺、戦争など、収まる気配さえありません。スマホ1台あれば、幾らでも時間が潰せる時代となっております。

阿波市民憲章は、阿波市の子どもたちにとって宝物になると思いませんか。今は風の時代と言われています。人の時代です。心が大切になってきている時代です。生きてると本当にいろいろなことがあって、喜怒哀楽を経験しますね。一説によると、人間の悩み、苦悩はほとんどが人間関係で生じるとのことです。私もそう思います。精神的ストレスは万病のもととなります。ですが、阿波市民憲章のように生活すると、心ぼかぼか、幸せな気持ちになります。子どもたちと共有して、人生を楽しみたいものです。また、よい経験ができる環境を、大人たちは準備して提供していかなくてはいけませんね。

5つ市民憲章項目が上がっていますが、5つ目の趣味と特技を磨くという以外は、ほぼお金をかけずに心がけだけでできると思います。

私は、このまちをよりよくしたい、よりよくする方法として阿波市民憲章を大切にしたいまちづくりを目指しますと選挙公約に上げました。私の名刺の裏にも使わせていただいています。皆さんの名刺の裏にも書いてますよね。

今月の広報に掲載されている阿波市民憲章の一文は、気持ちのよいあいさつをし、笑顔いっぱいのまちをつくりますとあります。笑顔は、人間関係を円滑にし、人を幸せな気分にしてくれます。仏教では、和顔施といい、比較的容易な仏道修行とされています。目の眼施やいうのもありますね、目も口ほどに物を言いますものね。笑顔で人に接することは、周囲の人々に元気や明るさを与え、心が豊かになります。子どもの頃、両親や先生、近所の大人たちの優しい目、優しい言葉かけがうれしい子ども時代を私は過ごせたことに感謝しています。私は、子どもの頃から、笑顔のない人のことがとても気になります。笑顔のない人がいるんです。私はどうしてかなと思うのですが、そんな方と接して、交流の中でその方が笑顔を見せてくれたとき、とてもうれしくなるんです。

2つ目の市民憲章として、自然や公共物を大切に、清潔で美しいまちをつくりますでは、阿波市には、季節折々にすてきな花が咲くエリアがたくさんあります。しかし、ボランティアをいただいている方々の高齢化などにより、維持管理が難しくなってきてい

ます。市場公園の20年以上続いていた桜と芝桜のコラボは、今年で終わってしまいました。温暖化による猛暑での作業は、熱中症などの危険も伴い大変になっています。昨年、市場公民館の西エリアの庭は、手ごわい雑草に覆われていました。花あそび会を結成し、メンバーと頑張り、今年の春には赤いチューリップが風に揺れ、新入生を歓迎することができました。会員の家にある宿根草なども植えているので、季節折々に何かしら花が咲くようになっています。それにしても、ガーデニングといえおしゃれに聞こえますが、草取りとの戦いです。自分の家も草だらけですが、道にはみ出してる手ごわい竹、草、木々の成長が悩ましい今日この頃を感じている方が増えています。時代の流れで自治会の解散、道づくりもなくなったエリアは、それはそれは草木が生い茂るようになっています。市にも問合せが増えていると思います。

3つ目としての、だれにも親切にし、優しさのあふれるまちづくり、4つ目として、元気いっぱい学業、仕事に励み、人が輝くまちづくり、子どもたちには、今、問題となっているスマホ依存症にならず、得意分野の学びも取り入れて、人間力を高めてほしいものです。誰もが自分を大切に、生活の糧を得て、健康に過ごすことが大切です。農業の方々も頑張っていますが、高齢化となっております。フレイル予防、健康寿命の延長を願います。

最後5つ目として、趣味や特技を磨き教養を深め、心豊かな文化のまちづくり、私は花仲間ときれいなものを見せるボランティア活動をこれからも続けていこうと思います。

秋の催しがいろいろあるので、案内します。

10月26日、阿波市文化協会の芸能祭、11月1日、2日、3日、3日間は阿波市文化協会作品展、子ども作品展があります。ぜひ、会員、子どもたちの力作を見にきてください。11月3日にはセンターパークでの食マルシェ、あいいろマルシェ、アエルワ内の阿波市文化協会作品展、数年前から3つのイベントの相乗効果で大勢の老若男女の方々に来ていまして、楽しんでいます。お勧めです。11月22日、23日はアエルワまつりがあります。11月29日、30日はアエルワで全国現代クラフト展の入選作品の移動展があります。有名な徳島現代クラフト協会の会長、先日新聞にも載ってましたけども、米川慶子さんの作品が見れます。米川会長の作品は万博でも展示されています。11月29日にはクラフト展と吉野川高校による果物、野菜などの販売、トモニコマルシェ、阿波踊りの参加も計画されています。芸術の秋へのお誘いでした。

これからも私は、阿波市民憲章を軸に一人の市民として行動していくとともに、一議員

として使命を果たせるよう努めていきたいと思えます。今後ともよろしくご指導をお願いします。

これで私の全ての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで3番野口加代子さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番坂東重夫君の一般質問を許可いたします。

9番坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 議席番号9番坂東重夫、ただいまから一般質問を始めさせていただきますと思えます。

最初に、令和6年度決算状況と予算編成についてであります。

阿波市の令和6年度一般会計予算は、国や県の予算編成動向や本市の財政状況を踏まえ予算編成を行い、歳入では本市施設へのネーミングライツの導入など新たな歳入の確保を推進するとともに、ふるさと納税のさらなる増加に取り組み、歳出ではこどもまんなか社会の実現に向けたこども家庭センターの設置、全ての小学校区への放課後児童クラブの整備などの子育て支援や、みどりの食料システム戦略を踏まえた本市の基幹産業である農業の振興に取り組むとともに、地方創生の起爆剤となる阿波市場スマートインターチェンジや市民生活に一日も欠かせない上水道施設など社会資本整備に取り組むこととした結果、一般会計の予算を191億3,800万円計上しております。

その後の状況変化等を踏まえ、早急に取り組むべき事業や国県補助金の確定に伴い、措置すべき経費について補正予算として計上され、現計予算額は約228億4,000万円となっています。その現計予算に伴い執行した阿波市の令和6年度一般会計歳入歳出決算書や令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率が監査委員の決算審査意見書を添えて今定例会に提出されております。

近年では、新しい公会計制度の導入が進められており、単式簿記、現金主義が中心であった地方自治体の会計から、発生主義に基づいた財務書類、貸借対照表、行政コスト計算書などが作成されるようになりました。このことにより、これまで見えにくかった資産や

債務情報が把握できるようになり、自治体の財政状況がより明確化され、住民への説明責任の強化につながっています。

それでは、質問に入ります。

1点目の健全化判断比率も含めた令和6年度決算の概要について、2点目のどのように分析、評価しているのか、併せて坂東理事にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 坂東議員の一般質問1問目、令和6年度決算状況と予算編成について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の健全化判断比率も含めた令和6年度決算の概要についてでございますが、令和6年度一般会計決算につきましては、歳入総額は対前年度比1.8%増の223億2,713万5,000円、歳出総額は対前年度比1.8%増の215億3,042万9,000円、歳入歳出差引額は7億9,670万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は6億5,761万1,000円の黒字となっております。

歳入面におきましては、自主財源となるふるさと納税が返礼品の拡充に取り組んだ結果、納税額は昨年度より5,266万4,000円増加し、過去最高となる2億582万1,000円を確保することができました。

次に、歳出面におきましては、依然として続く物価高騰対策として低所得世帯や低所得の子育て世帯などに給付金を支給するとともに、一条放課後児童クラブの整備や学校給食費支援事業などの子育て支援の充実、スマートインターチェンジや上水道施設の整備など社会基盤の充実を図り、魅力あるまちづくりに向けた事業を着実に推進いたしました。

次に、令和6年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率につきまして順次説明をさせていただきます。

初めに、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、全ての会計が黒字決算でありますので数値はありません。また、実質公債費比率は、普通交付税の増加や元利償還金の減少により7.8%と、昨年度に比べ0.1ポイント改善しております。加えて、将来負担比率は、負債額より資産とされる額のほうが多いため、将来負担比率の数値はありません。このように、健全化判断比率につきましては、いずれの数値も早期健全化基準の範囲内となっております。次に、資金不足比率につきましては、水道事業会計、農業集落排水事業会計とも資金不足の状況ではないことから、資金不足比率はありません。

次に、2点目のどのように分析、評価しているのかについてでございますが、財政構造の弾力性を測定する令和6年度の経常収支比率につきましては98.8%となっており、普通交付税など歳入が増加したものの、人事院勧告に伴う職員の給与改定による人件費の増加や、近年の人件費や物価高騰に伴う委託料など物件費の増加、あわっ子はぐくみ医療費など扶助費の増加により、前年度より1.3ポイント増加し財政の硬直化が進んでいる状況となっております。一方、本市の財政力を示す令和6年度の財政力指数は0.36となっており、地方消費税交付金の増加、公債費の減少などにより昨年度の0.35より0.01ポイント改善しました。

また、基金現在高につきましては、令和5年度末現在高から2,339万円増の148億5,459万円となり、地方債現在高につきましては、10億5,753万3,000円減の169億9,499万1,000円となっております。経常収支比率は上昇しましたが、令和6年度はふるさと納税の取組強化や未利用財産の売払いや貸付け、ネーミングライツの導入など行財政改革の効果などもあり、繰越金が約6億5,700万円、基金が約2,300万円増加したこと、地方債現在高は減少していること、健全化判断比率は国の定める基準値を下回っている状況を踏まえ、現段階では財政の健全性は維持できていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 健全化判断比率も含めた令和6年度決算の概要と財政指標による分析、評価について順次詳しく答弁をいただきました。

令和6年度決算における阿波市の健全化判断比率や積立金現在高及び地方債現在高の数値を見て分かることは、将来世代に負担を残さない財政健全化に努める各部局の取組は評価できるものであります。

次に、財政状況を分析、評価するためには実質公債費比率や経常収支比率など、主要な財政指標が用いられますが、これらの指標は阿波市の収支のバランス、財政のゆとり、将来の負担などを読み取ることができ、他団体の比較検討にも活用されています。中でも経常収支比率については、前年度より1.3ポイント増加するなど上昇傾向を示しており、財政状況の一層の硬直化が進行しています。昨年度に策定した阿波市行財政改革推進プラン2025に基づいた取組を全庁的に推進していただきますようお願いいたします。

それでは、再問いたします。

3点目の令和6年度決算及び本年度で合併特例債が終了するが今後の地方債活用を踏まえた予算編成について、町田市長の考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の再問、令和6年度決算及び本年度で合併特例債が終了するが今後の地方債の活用を踏まえた予算編成について答弁させていただきます。

各種指標等につきましては、坂東理事より先ほど答弁いたしました、令和6年度決算状況につきましては、経常収支比率は上昇しましたが、基金とかその他の指数等、財政力指数と申しますか、そういったものは健全性は維持できているという中で、午前中にも答弁をさせていただきましたが、阿波市も第2ステージになって、観光拠点の答弁をさせていただきました。

地域振興のために屋内運動場と申しますか体育館の冷房ですかね、こういったもので、今、国でも争点となっております、市民が幸せになるということにかなり頭を傾けていて、阿波市の健全な財政力を維持しながらそこいらのバランスを取りながら、阿波市で暮らしてよかったというような安心・安全をして、市民が暮らせるような生活づくりにも頭をつけていか、考え方をシフトしていくような考え方も必要でなかろうかと思っております。

一方で、人口減少、少子・高齢化の話も出ておりますが、これにつきましても徳島県におきましても昨年の出生者につきましては4,000人を割り込むといった9年連続減少、こういった中で人口減少というのは歯止めが利かないとは言いませんが、今だけよかったらよいという考えを捨てて、将来に向けて投資も必要でなかろうかと。こういった中で、特に合併特例債の発行期限が今年度で終わりということでございますが、私も財政課長を務めておりましたが、平成の大合併が全国的に同時期にしたころから合併特例債があって、過疎債が使えない地域におきましては、交付税算入のかなりあるような地方債は活用できないようなことがございますので、合併特例債ほどの有利な起債ではないんですけど、それに続く合併団体に対しての地方債が発行されるものと予想しておりましたが、残念ながらこれはないということで、それだったら、それに合わせて歳出を減らすのかというのではいかんと思っております。

ということで、うちの今の健全な財政状況を踏まえまして、地方自治法の230条とか財政法の第5条に建設地方債というのが発行できます。これには、発行した際にはきちっ

とした目的を持って公共性、公益性の判断は要りますが、こういった中で、交付税算入が多いのにこしたことはありませんが、もしない場合も事業の目的達成のほうが重要度が増すのであれば、こういった資金の活用をして、その建設年度だけでなく、20年間施設を利用したら、20年間の利用する人が均等に払っていくという制度も活用しながら、例えば公共事業にしましても、これが仕事にも阿波市でなっておりますので、こういったことを踏まえまして、こういった地方債を、交付税算入があるのにこしたことはないんですけど、ない地方債も使いながら、いろんなそこいらのバランスを取りながら、公共事業については、今日の質問にもありましたが、ある程度維持して一般財源を有効活用していくということで、地方債を活用していきたいように考えております。

そして、さらなる歳入の確保と徹底した歳出の削減というのは、行革の推進プランの2025の中にありますので、これは着実にやっていかなければいけないと思いますが、こういった調整がこれからは必要になっておりますので、職員の財政の勉強会というのも喫緊に予定しております。こういった中で、阿波市の財政状況を知ってもらいまして、市民が主役のまちづくりを彼らが掲げておりますので、ここで市民に喜んでもらうと、こういったことも踏まえてやっていきたいなというように考えております。

加えて、市場町の過疎地域からの脱却を目指すような過疎対策事業債や施設の老朽化対策などに活用できる様々な起債もございしますが、こういったものも有効活用しながら、先ほど申しました防災・減災、国土強靱化っていうのも人命とか財産に関わりますので、これいろんな事務事業を超えた重みもございしますので、こういった事業にも取り組んでいきたいと。

そして、本市の将来像である、「みんなでつくる 未来に誇れる やすらぎのまち 阿波市」の実現に向けて、第3次阿波市総合計画・総合戦略に定めた生活環境分野や健康福祉、子育て分野など6つのまちづくりもコンセプトとして、市民の皆様の声を的確に把握しながら有益な施策をこれからも展開していきたいと。そういった中には、ビルド・アンド・スクラップのスタンスっていうのも基本的にはありますが、ただ事業によっては一件審査で判断していく場合もあろうかと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

合併に伴う手厚い財政支援措置が順次終了していく中、合併特例債も本年度をもって終

いたします。また、本市が直面する人口減少や少子・高齢化、老朽化した施設の整備再編に加え、広域で取り組む新ごみ処理施設の整備など財政運営において厳しい状況が続くことが見込まれます。

ただいま町田市長が答弁されましたこと、予算編成に反映するとともに、持続可能な行財政運営が維持できますようお願い申し上げ、この質問を終わります。

次に、第2次阿波市総合戦略についてであります。

政府は平成25年度から第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その後、令和2年度からは第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が始まりました。この5か年計画の戦略では、従来の目標に加えて、ヒューマン、地方へのひとの流れの創出、人材支援、デジタル、地方創生に資するDXの推進、グリーン、地方が牽引する脱炭素社会の実現の新たな観点も取り入れられました。

阿波市においては、人口減少問題の克服と持続可能な地域づくりを目指し、平成27年度に第1次阿波市総合戦略を策定し、令和元年度にはそれまでの取組に新たな視点を加えた第2次阿波市総合戦略を策定し、様々な取組を推進してまいりました。その後、令和6年度には行政や市民また民間企業等が連携して行う、地方創生の取組の指針となる、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした第3次阿波市総合戦略が策定されました。新総合戦略では、本市が直面している人口減少問題に対して将来にわたり一定の人口規模を維持するため重点的に取り組むべき具体的な施策、事業を示しています。

それでは質問に入ります。

令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2次阿波市総合戦略が終了しました。

そこで、1点目の令和6年度第2次阿波市総合戦略事業の取組状況とKPI、目標達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標の達成状況について。

次に、近年デジタル技術は急速に進歩し、人々の生活に広く活用される段階に移行しつつあります。国においては、これまでの地方創生の取組にデータの力を活用して加速させ、デジタル田園都市国家構想が掲げる、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すとしており、阿波市においても令和5年度からデジタル田園都市国家構想交付金を活用しデジタル化に向け推進をしております。

そこで、2点目の令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金事業の取組状況について、併せて坂東理事にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 坂東議員の一般質問２問目、第２次阿波市総合戦略について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、１点目の令和６年度第２次阿波市総合戦略の取組状況とＫＰＩ達成状況についてでございますが、本市では令和２年度から令和６年度までを計画期間とする第２次阿波市総合戦略を策定し、人口減少対策や地域経済活性化、持続可能な地域づくりに向けて様々な施策に取り組んでまいりました。

令和６年度の取組状況としまして、まず基本目標１の新しい人の流れづくりでは、ふるさと納税の寄附額が２億円を超え過去最高額を更新したほか、若者の住宅購入への支援として令和４年度から実施している、阿波市で暮らそう！！住宅購入補助金の補助件数は年々増加しており、昨年度は５８件の補助を行いました。また、定住・移住の促進に向けた取組では、新規就農コーディネーター事業として有機栽培農家で地域おこし協力隊を受け入れております。

次に、基本目標２、地域における仕事づくりでは、有機栽培の定着と人材育成の取組に対する支援や、株式会社トライアルカンパニー様との企業立地に関する協定の締結のほか、地方創生の起爆剤と期待される阿波市場スマートインターチェンジとその周辺地域の整備を継続して進めております。

次に、基本目標３、結婚・出産・子育ての希望づくりでは、昨年度からこどもまんなか社会の実現に向けたこども家庭センターを設置し、切れ目のない相談支援を行っているほか、子育て世帯への経済的な支援の一つとして令和５年度から実施している阿波っ子応援券支給事業では、利用可能店舗の拡大や保護者への周知等に努めた結果、昨年度は９５％の利用率となりました。また、一条放課後児童クラブ施設の完成により、市内全ての小学校区の放課後児童クラブ専用施設の整備が完了しました。

次に、基本目標４、活力ある暮らしやすい地域づくりでは、本庁及び各支所の窓口にキャッシュレス決済端末の導入や公用車に次世代自動車を配置したほか、新たに柿原及び久勝小学校区で自主防災組織連合会が結成されたことにより、市内全ての小学校区において自主防災組織連合会の設立が完了いたしました。

最後に、令和６年度のＫＰＩ達成状況でございますが、全体で１１１事業実施した結果、目標を７５％以上達成した事業が８５件、割合にして全体の約７７％となりました。一方で、目標の達成率が５０％未満である事業は１３件、割合にして全体の約１２％であ

り、未達成の事業が一定数あるという結果となりました。今年度からは、昨年度策定しました第3次阿波市総合戦略に基づき各種事業を実施しておりますが、事業の見直しや必要性について随時検討を行いながら、より効率的かつ効果的な行政運営に努めてまいります。

次に、2点目の令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金事業の取組状況についてでございますが、国が進めるデジタル田園都市国家構想では、大都市の利便性と地方の豊かさを融合したデジタル田園都市を構築することで、地方の魅力をそのままに、都市に負けない利便性と可能性を提供することとされております。

地方自治体においても、本構想におけるデジタル基盤整備や先端的サービスの普遍的提供、地域産業の高度化の取組などのデジタル化を進めていくことは、行政サービスの向上だけでなく、関係人口の創出拡大など地域活性化を図る上で重要な課題であると認識しております。また、自治体DXの推進には初期導入費用等の多額のコストが必要となるため、本市ではデジタル田園都市国家構想実現のための、各地方公共団体の意欲的な取組に対して交付されるデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、積極的な財源確保に努めているところでございます。

議員ご質問の、令和6年度におけるデジタル田園都市国家構想交付金事業の取組状況についてでございますが、先ほども答弁でも申し上げましたが、昨年度は窓口のキャッシュレス化事業の採択を受け、市民課へ3台、税務課及び各支所へ2台ずつの計11台のキャッシュレス決済端末を導入し、令和6年10月より当サービスを開始いたしました。このことにより、証明書に係る発行手数料等の支払いには、従来の現金のみの支払いだけでなく、各種クレジットカードや電子マネー、コード決済など約30種類の多種多様なキャッシュレス決済に対応が可能となっております。また、利用者の利便性の向上はもとより、決済の迅速化、感染症リスクの軽減、窓口業務や会計業務の効率化にもつながっております。

今後も引き続き、市民目線に立ったデジタル社会の実現に向け、近隣市町村並びに県との連携も視野に入れながら、本市の特性及び市民の皆様のニーズに合った効果的かつ持続可能な自治体DXを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○理事（坂東孝一君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

令和6年度第2次阿波市総合戦略において取り組んだ主な事業及びKPI達成状況、またデジタル田園都市国家構想交付金を活用した主な事業について詳しく説明をいただきました。中でもKPI達成状況において、未達成の事業が一定数あるとのことでした。設定した数値目標と各施策事業に設定したKPIを達成するためには、毎年、事業のマネジメントサイクル、PDCAを用いた効果検証や見直しを行い、施策の改善を行っていくことが重要であります。

それでは、再問いたします。

3点目の第2次阿波市総合戦略の検証について、町田市長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の2問目の再問、第2次阿波市総合戦略の検証について答弁をさせていただきます。

第2次阿波市総合戦略では人口減少対策に重点を置き、子育て世代が安心して子どもを産み育てる環境づくりに積極的に取り組むことで、若い世代の定住促進や出生率の向上を目指し、将来にわたって持続可能な地域づくりを進めてまいりました。その結果、雇用創出や生活環境の整備などにおいては一定の成果はあったものの、本市の人口は依然として転出超過の傾向が続いており、出生数の増加にもつながっていないのが現状でございます。

それは先ほど申しましたように、徳島県人口自体が9年連続減少しているというような状況で阿波市だけではないんですが、本市では子育てするなら阿波市をキャッチフレーズに子育て支援を重点施策として推進しておりますが、今のところは、人口の増加に明確につながるような成果が得られていない現状でございます。しかし、子育て支援は地域に暮らす子育て世帯の安心感の醸成や子どもたちの健やかな成長を支える上で欠かすことのできない重要な施策であると認識しており、今後も引き続き着実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、人口減少という構造的な課題に対しては、移住・定住の促進、地域における雇用の場の確保、またさらには地域の魅力発信など多角的な視点に立った総合的な施策の展開が必要であると考えております。

本年6月13日に地方創生2.0というのが国のほうで閣議決定されております。これは10年間分の地方創生を検証して、今後どうしていくかということが決められておりますが、簡単に言いますと、その地域にある資源に磨きをかけて、その地域の創出をして

いくといったことで、トップランナーとか3年間税収が多かったところのまねをしても同じになるわけでないというような状態で、阿波市のいいもの、いいところを探して、さらに磨きをかけて市内外、県外、日本中に発信していくといったことで阿波市の振興を促していくと。それと、加えて、大きなポイントとして人口減少は歯止めをかける対策はするものの、人口の減少がありながらも、阿波市民の生活、暮らしに影響を与えないようなまちづくりを創っていく、保険的なもんです。人口が減りました、計画はしました、どうしましょうかでは、並行して対策も打っていくということで、こういった考えの下、阿波市の総合戦略につきましてもいろんな部門では精いっぱい努力しながら、いろんな総合的な弾力的な備えをしていきたいということを、議員の協力も得ながらやっていかなければいけないと思っておりますので、それと加えて市民や関係団体との官民連携の事業も進める必要がございますので、阿波市の地域全体でこの課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

地方創生は中・長期の人口の推移など次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を実現していく、息の長い取組であります。人口減少を可能な限り抑制し、住民が日々の暮らしに幸福と生きがいを感じられる阿波市の実現に向け、行政や市民また民間企業等が連携して行う地方創生の取組をよろしく願いをいたします。

それでは、再々問いたします。

少子・高齢化や人口減少などから生じる課題を解決する取組の一つとして、以前から多くの自治体では地域活性化に取り組んでおります。阿波市議会においても、地域活性化特別委員会を設立し、令和4年6月より地域の活性化について、特別委員会の開催、視察研修を行うなど、繰り返し検討事項について課題と対策を議論してまいりました。議論を通し認識されていることは、地域に人を呼び込む経済効果を生み出す仕組みをつくる必要であり、それを牽引する組織やリーダーが不可欠ということでした。また、地域に人を呼び込むためには、その拠点となる場所を整備し、そこへ人が集まる仕掛けづくりが必要であります。それらのことを踏まえ、令和6年2月7日付で町田市長に地域活性化に関する政策提言書を提出しました。

そこで、4点目の阿波市議会から提出した地域活性化に関する提言書、阿波市の魅力向上に向けた観光資源を利用した人流づくりへの取組状況について、町田市長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の2問目の再々問、阿波市議会から提出した地域活性化に関する提言書、阿波市の魅力向上に向けた観光資源を利用した人流づくりへの取組状況について答弁をさせていただきます。

本市では、本格的な人口減少時代を迎え、地域活力の低下や地域経済の低迷が懸念される中、阿波市議会におかれましては、令和4年度に地域活性化特別委員会を設置し、地域活性化に向けた課題やその対策について様々な視点から議論が重ねられ、昨年2月、本市に対する政策提言として、観光資源を利用した人流づくりについてが提出されたところでございます。

このたびの政策提言では、本市の観光資源に着目し地域活性化を目指すもので、主なものとしましては、組織体制の強化をはじめ観光資源の整備やブラッシュアップ、加えて効果的な情報発信の強化や市民活動によるシビック・プライドの醸成など本市が抱える課題への理解と将来を見据えた具体的かつ実効性のある内容となっており、大変意義深いものであると認識しております。

このことから、本市といたしましては、政策提言の趣旨を踏まえ組織体制の充実強化をはじめ政策立案能力を高める人材育成や観光をテーマとしたまちづくりミーティングの開催、また提言の一つである観光資源の整備につきましては、今定例会中に開催予定の議会全員協議会において改めてご説明をさせていただきますが、阿波土柱の湯の跡地を利活用した官民連携による土柱ふれあい複合空間の整備、そして阿波市場スマートインターチェンジ周辺には交通の利便性を生かした新たな公園整備、さらに国道318号周辺エリアによる観光拠点づくりについても検討しているところでございます。加えて、昨今阿波の土柱への観光客が増加していることから、受入れ体制を強化するため土柱観光の玄関口に必要となる施設を調査し、整備に関する計画を取りまとめてまいりたいと考えております。

このように、今回の政策提言に対する個別具体の対応策につきましては具現化していく段階にありますが、今後も実現可能なご提言につきましては十分精査させていただきながら、必要な施策についてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

今回、阿波市議会より政策提言をいただきましたことは、行政と議会そして市民との連

携体制が整えられ、より創造的かつ効果的な施策につながりますので、引き続きご指導、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

阿波市には、国の天然記念物である阿波の土柱や四国霊場札所など数多くの観光資源が点在し、新たに阿波市場スマートインターチェンジも設置されることから、地域に人を呼び込む可能性を十分に秘めております。これらの観光資源を本市の観光拠点として、より充実強化することが重要であります。ただいま町田市長が答弁されたことを実現され、私たち市議会議員も引き続き地域の活性化に取り組み、持続可能な阿波市づくりを共に推進してまいりたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

最後に、教育行政の当初予算編成についてであります。

阿波市の令和7年度一般会計当初予算額は、過去2番目の予算規模となる199億5,100万円となっております。そのうち、教育費は本市の最上位計画である第3次阿波市総合計画をはじめ、教育大綱や教育振興計画に基づき予算編成が行われ、予算総額18億968万8,000円、対前年度比11.6%増、歳出総額9.1%の構成比となっております。

主な事業として、教育文化分野では国のGIGAスクール構想第2期として国庫補助事業を活用して令和2年度に導入した1人1台端末の更新を行う公立学校情報機器整備事業や学習者用ソフトウェア整備事業、学校教育施設や社会教育施設の改修事業、新規事業として地域スポーツクラブ活動体制整備事業などが予算計上されています。また、子育てするなら阿波市の実現に向けて中学校給食費無償化事業、小学校給食費支援事業、小学校入学に当たり通学用かばん配布事業を実施するなど子育て支援の一層の充実を図っております。

現在、令和8年度の当初予算編成の作業を進めていると聞いております。

今回の質問は保護者等の負担軽減についてですが、令和7年度において先ほども申し上げました給食費の無償化や支援、通学用かばんの配布など子育て世帯の経済的負担の軽減を図っていますが、補助教材の負担額や学校徴収金など、まだまだ保護者負担は大きいと聞いております。

最初の質問であります。

英語検定助成の拡充については、阿波市では合併当初から市独自の英語講師A L Tを配置するなど英語教育には特に力を入れております。また、去る8月4日、阿波市役所において阿波市内4中学校生徒会と行政による阿波市まちづくりミーティングが開催されました。各校代表からのプレゼン提案で支援にする提案や質問が数多くあったと聞いております。その提案者の一つに英検の補助金を増額してほしいという意見がありました。現在の3,000円だと4級まで無料、3級からは自己負担になる。3級受験で調査書に書けるなど有利になるという内容でありました。

それでは、質問に入ります。

1点目の新たな取組として英語検定助成の拡充について、教育長のお考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 坂東議員の一般質問の3問目、教育行政の当初予算編成についての1点目、新たな取組として英語検定助成の拡充についてどのように考えているのかについて答弁させていただきます。

まず、今お話がございました学校徴収金について簡単にご説明いたします。

学校徴収金は、学校の教育活動を行う上で公費で賄い切れない費用を児童・生徒の保護者から集めるお金であり、教材費、給食費、PTA会費などがあります。この学校徴収金は、保護者からの信頼と委託を受けて、学校が責任を持って管理、使用するお金であり、その用途を明確にするとともに、適正な管理はもとより報告義務もごございます。このようなことから、学校徴収金は保護者負担を最小限にする配慮をしなければならないものであり、そう捉えております。

英語検定助成につきましても、保護者の負担を軽減し、子どもたちの受験機会の拡大と英語力や英語学習意欲の向上を図るために英語検定料の助成を行っております。英語教育は本市教育の強みとして、合併当初からA L Tの配置、翌年には全ての小学校に英語講師の配置を行い、子どもたちが楽しみながら英語になれ親しみ、自然とコミュニケーション能力を身につけるよう取り組んでおります。

そして、令和2年度からは公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語検定料の助成を行っております。ただいまお話がございましたように、補助金は中学校全学年で全ての級を対象に、当該年度1回限り、生徒1人一律3,000円を上限に補助を行っております。しかし、英語検定3級以上になると検定料が高額となり、自己負担が生じること

も承知しております。このことにつきましては、8月に開催いたしました、市内4中学校生徒会との阿波市まちづくりミーティングでも子どもたちから要望があったところがございます。この英語検定助成の拡充につきましては、本市は他の市町村に先駆けて英語教育に取り組んできた経緯もあり、子どもたちの英語力及び英語学習意欲の向上を図るためにも、他の自治体の事例も参考にしながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 前向きな答弁をいただきありがとうございます。

英語検定の受検機会を拡大し、生徒の英語力や学習意欲の向上が図られるとともに、保護者の負担軽減にもつながりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、再問をいたします。

2点目の保護者負担軽減になる取組について、教育長の考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 坂東議員の一般質問3問目の再問、保護者負担軽減になる取組について答弁させていただきます。

本市では、市議会のご協力のもと、子育てするなら阿波市の実現に向けて、様々な保護者の負担軽減策に取り組んでまいりました。

国においても、最近の物価高騰による影響を受ける家計の負担軽減が一層重要となっていることも踏まえ、令和7年6月に文部科学省から学校における補助教材及び学用品費等に係る保護者等の負担軽減についての通知があったところがございます。

本市といたしましても、この通知を踏まえ、次年度の当初予算編成に当たっては保護者の負担をさらに軽減することのほか、補助教材を一括管理することにより、授業の進行がスムーズに行える備品の整備についても検討したいと考えております。具体的には、現在、各ご家庭の負担でそろえてもらっている補助教材及び学用品の一部を学校備品として整備できないかを検討したいと考えております。

今後も、子どもたちが安心して学べる環境を整えるとともに、保護者の皆様方のご負担を少しでも減らせるよう努めてまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減については、文部科学省においても推奨しております。補助教材を学校の備品として共有化することで、保護者や児童・生徒、学校にとってもメリットのあることだと思います。

現下の物価高により影響を受ける家計の負担軽減が一層重要となっていることを踏まえ、創意工夫しながら、保護者等の経済的な負担を軽減させるための取組を令和8年度当初予算に反映していただきますようお願い申し上げます、私の全ての質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで、9番坂東重夫君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

（20番 三浦三一君 早退 午後4時00分）

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

12番中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 議席番号12番中野厚志、ただいまから一般質問を始めます。

最初に、避難所について質問します。

1995年の阪神・淡路大震災では、体育館の冷たい床での雑魚寝、冷たい食事、入浴もできず不衛生な環境、プライバシーへの無配慮といった中、避難所で亡くなる方が後を絶ちませんでした。

30年近くたった昨年元日の能登半島地震でも繰り返されてしまいました。災害後に、避難生活の肉体的、精神的負担などが原因となつての災害関連死と認定された方は390人で、地震での直接死228人を大幅に上回っています。

災害のたびに避難所の劣悪さが問題となります。寒さだけでなく、最近のように猛暑の中、エアコンが体育館についてないということも避難所の問題になると思います。最近、9月2日の読者の手紙の中にも、上板町の体育館での防災訓練で、その暑さが非常にこたえたという56歳男性の記事も載っておりました。

災害のたびに日本の避難所の劣悪さが問題となります。被災した方たちが速やかに人間らしい生活が送れるようにすることが重要です。

危機管理課など、災害に備えての体制のある、この数少ない自治体の本市は、備蓄物質でスフィア基準で定められた、被災者が尊厳ある生活ができるよう、市として備蓄物質を活用し、どのように運営、措置をしていこうと考えているのか答弁ください。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 中野議員の一般質問の1問目、避難所についての1点目、スフィア基準で定められた、被災者が尊厳ある生活ができるよう、市として備蓄物質を活用し、どのように運営、措置をしていくのかのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、災害発生時には良好な避難生活を確保し、災害関連死を防ぐことが極めて重要であることから、本市におきましても阿波市地域防災計画にてスフィア基準を遵守した避難所運営計画を策定しており、またそれに基づく備蓄物資を備えております。

内容といたしましては、同基準では、避難所での1人当たりの居住スペースは3.5平方メートルを確保することとされておりますが、阿波市地域防災計画では避難所レイアウトを図示し、1人当たりの居住スペース4平方メートルを確保しており、パーティションやシェルターなどを用いて、感染症対策、プライバシーの確保を図りながら、ストレスが緩和されるよう配慮した避難所運営を計画しております。

また、避難所での災害関連死に直結しかねないトイレ問題では、スフィア基準に基づく本市での備蓄必要数は、トイレ104基、トイレ処理セット7万8,000回分とされております。これに対し、現在備蓄数は、トイレ214基、トイレ処理セット9万4,700回分を確保しており、いずれも同基準を満たしております。

このほか、避難所体験者に対するアンケート調査により、避難所生活において最もつらかったこととして、眠れない環境、トイレ、食事の3点が挙げられたことから、避難所におけるTKB、いわゆるトイレ、キッチン、ベッドがより重要視されております。

このことから、本年6月に徳島県キッチンカー協会様との協定を締結し、避難所での温かい食事、軟らかい食事など、きめ細やかな食事の提供に努めることとしております。

加えて、避難所でのベッドに関しましては、ロールマット等々を備えており、段ボールベッドにつきましては、災害時応援協定により順次、届けられることとなっておりますが、今年度は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用しまして、高さのある簡易ベッドを導入することにより、避難所のさらなる環境改善を図ることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁ありがとうございました。

同基準では、避難所での1人当たりの居住スペースは3.5平方メートルを確保するとされています。市の計画では4平方メートルを確保しており、パーティションやシェルターを用いて、感染症対策、プライバシーの確保を図りながら、ストレスが緩和されるよう配慮した避難所運営を計画しているということが分かりました。

熊本地震が起きた2016年、イタリア中部地震では、すぐに避難所にテントが設置され、トイレとシャワーのあるコンテナが用意されました。昨年の台湾での大地震でも、数時間後には避難所に個室テントが建ち、温かい食事が用意されました。

日本のように、災害時だから仕方ないといった我慢の押しつけはしないのです。イタリアは、いち早くスフィア基準を法制化した国で、国が責任を持って自治体と協力し、民間団体とボランティアと連携し、被災者の権利擁護に努めています。

TKB48、トイレ、キッチン、ベッドを48時間以内に全ての避難所に設置することを定めています。最近の新聞のニュースでも、阿南市がトイレカーを購入したというニュースがありました。

日本も、国が責任を持って自治体任せにせずに環境整備を行っていく必要があります。そして、私たち市民も防災訓練に参加し、避難所設置や運営についてみんなで話し合い、学び、足りない点の改善を求めていく必要があります。

避難所の空調について、先ほどほかの議員が質問しておりましたが、9月2日の徳島新聞に、全国の公立の小・中学校の体育館の空調導入率が載ってました。5月の時点で全国平均22%です。お金がある東京が9割を超えてる一方、岩手県や佐賀県は0.8%だそうです。

以前、北上議員が質問していたガス式の空調機、これもまたぜひ、いろんな意味で活用してもらいたいと思っております。

2番目の質問に行きます。

女性や要配慮者の人権が保障される避難所にするために。

2011年の東日本大震災を仙台市で体験した女性の手記です。地震、津波、原発事故による多大な障害が生じた。避難所も厳しい環境だった。体育館での雑魚寝。見知らぬ男性と隣り合わせで寝る。授乳スペースがなく、やむなく母乳からミルクに変えた。汚れた下着をつけ続け皮膚炎になった。大人数の食事の用意に、女性たちだけが駆り出される。

そのために自衛隊の入浴時間に間に合わない。トイレが汚く、水分補給を我慢する。病気や障害を持ってる方だけでなく、健康な人も、清潔が確保されなかったり、過度な精神的なストレスがかかったりして、心身ともに不健康な状態になりました。改善を求めても、命が助かったのだからそれぐらい我慢と言われることも。性被害でさえ、勇気を出して相談しても加害者も被害者だからと公にされないこともありました。

避難所で生活している男性は、昼間は瓦礫処理の仕事に出かけ日給をもらいます。が、避難所での食事作りや掃除をする女性たちは無給。避難所では、古典的な男女の役割分担やそれに基づく社会感や家族感が復活してしまいました。避難所では、病気や障害を持ってる方や女性たちの人権も尊厳もなきに等しい状況でした。

そこで、質問します。

こういう生活のニーズでの性差の考慮を含め、女性や要配慮者の人権が保障される避難所の生活にするためにはどうしたらいいのかお答えください。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 中野議員の一般質問の1問目、避難所についての再問、生活のニーズでの性差の考慮を含め、女性や要配慮者の人権が保障される避難所生活にするためにはのご質問に答弁をさせていただきます。

スフィア基準では、トイレの男女比は1対3などの指標が定められています。これに基づき、阿波市地域防災計画でも女性用トイレは男性用の3倍の割合で設置し、女性用トイレが混雑することがないように配慮するとともに、男性用、女性用を明確に表示した上、パーティション等で区分し、動線を分けることとしております。

さらに、使用中と表示することによりトラブルを防止するとともに、災害時要配慮者である、障害のある方、高齢者、子どもや外国人の方々にも理解しやすいよう、外国語や平仮名を用いて、大きな文字で表示します。

また、避難所の一角に、段ボール仮設ハウスなどを用いて間仕切りした女性専用スペースを設けており、女性が人目を気にせず着替えや授乳が行えるよう配慮しております。

このほか、生理用品、液体ミルク、粉ミルク、大人用おむつ、子ども用おむつなど様々な生活用品をローリングストックにて備蓄し、女性や要配慮者の方々が避難所で困惑することがないように努めております。

避難所生活において、女性や要配慮者の方々がジェンダー不平等や不公平感を抱くことがないように、避難者へのきめ細かな配慮が必要であり、平等でストレスを感じることをな

い避難所であることが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきましてありがとうございます。

今のような答弁の中にあるような、そういう配慮した避難所生活ができれば、すごくよいと思いますが、先ほどの仙台の女性の手記の続きなんですが、避難所で生理になった女性が生理用品をもらいに行くと男性の責任者に1個渡され、次にトイレに行くときにまたもらいに行くとさっきあげただろと言われることは、もし責任者が女性であれば絶対起こり得ないことです。

こうした過去の災害時の女性たちの体験と教訓を継承し、理論化し検証していくという必要を感じた元大学教授は、仲間たちと2021年、災害女性学という分野を立ち上げました。これは今も日本の社会構造の根底に根強く存在しているジェンダー不平等に対する取組です。こういう運動が起こっています。

続いて、3番目の質問に行きます。

女性防災リーダーの育成の取組について。

避難所を誰もが避難できる快適な場所にするには、ジェンダー平等にとっても大事なことです。そのためにも、防災行政に携わる公務員に女性が増える必要があります。自治体の防災危機管理部局への女性職員の配置状況は13%、管理職は5%程度です。これ全国平均です。6割の自治体で、女性がゼロです。一般行政職の公務員の女性割合は31%ですから、防災分野での女性の配置は遅れています。

そこで、質問します。

本市の女性防災リーダー育成の取組計画があれば教えてください。また、現在の実態についても。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 中野議員の一般質問の1問目、避難所についての再々問、女性防災リーダー育成の取組計画をしてほしいのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、阿波市地域防災計画では、避難所運営組織につきましても効率的に機能するよう、自主防災組織連合会を中心とした避難者が自主的に運営できる本部や総務、管理、情報班などを組織するよう計画しております。

自主防災組織連合会の役員には女性の方も含まれており、避難所開設訓練などを通じてスキルアップに努めております。

編成に当たりましては、各自主防災組織連合会に委ねられておりますが、避難所において女性目線で意見が言える体制づくりのため、積極的な女性役員の登用を促してまいります。

また、自主防災組織連合会のほか、本市には阿波市消防団女性消防班12名が在籍しており、発災時には避難所支援として活動することとなっております。

さらに、阿波市防災士会にも19名の女性が在籍しており、どちらの組織も避難所での女性ならではのきめ細やかな対応などを定期的に研修しておりますが、まずは人員の確保に向け、引き続き呼びかけてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁ありがとうございました。

消防団女性消防班に12名が在籍していること、あるいは阿波市防災士会に19名の女性が在籍しているということを知ってちょっと安心しました。

先ほどの仙台市の女性団体は、女性のための防災リーダー養成講座を開催し、地域での実践体験を導入したカリキュラムを開発し、修了生たちは防災リーダーネットワークをつくり情報や経験を共有し、協働連携して地域防災に取り組んでいます。地域によっては、行政の支援や学校の協力を得てペット同行避難訓練や防災キャンプ、車中泊避難訓練など、これまでにない取組をやっています。阿波市でも、ぜひ新しい取組を考えてみてください。

では、次の質問に参ります。

県道志度山川線について。

阿波町東柴生地区の完成は農業関係の人たちや通学する小・中学生が特に望んでいました。本当に長い期間を待たされた感じがします。

質問します。

県道志度山川線の東柴生地区の用地交渉も終わり、工事に着手できると聞きましたが、完成の予定はいつ頃でしょうか。答弁ください。

○議長（笠井安之君） 森友建設部長。

○建設部長（森友邦明君） 中野議員の一般質問の2問目、道路についての1点目、県道

志度山川線東柴生地区の用地交渉も終わり、工事に着手できると聞いたが、完成の予定はいつかについて答弁させていただきます。

本市、阿波町を南北に走る主要地方道志度山川線の改良工事について、事業を所管する徳島県東部県土整備局吉野川庁舎に進捗を確認したところ、当該路線は東原工区と東原延伸工区に分けて事業が進められており、東原工区は、平成13年度に延長約1.7キロメートルのバイパス事業として着手され、現在約1.3キロメートルの区間を供用している。また、市道中央東西線から南の東原延伸工区は、平成28年度から延長約0.3キロメートルのバイパス事業に着手し、令和2年3月に阿波地域交流センターあわむすび前から南へ、延長約180メートルが供用開始している。

令和5年度は、市道中央東西線交差部から南へ約100メートルの道路構造物工事を実施し、整備を進めてきた。

しかしながら、東原工区及び東原延伸工区の未取得用地2件の用地取得については、任意での契約が難しい状況から、土地収用法による用地取得の手続を開始し、令和5年5月に認定庁である国土交通省の事業認定の告示、令和6年6月に県収用委員会の収用裁決手続開始決定の告示が行われ、東原延伸工区については令和6年12月、東原工区については令和7年3月に裁決がなされた。これを受け、東原延伸工区については令和7年3月23日に権利取得し、東原工区についても令和7年7月28日に権利取得をしたことから、事業区間の全線で用地取得が完了した。

また、両工区の土地収用手続により用地取得が完了した区間を含む未供用区間約0.6キロメートルの道路構造物工事については、令和6年10月に受注者が決定し、既に現場作業に着手している。

今後、舗装工事や道路標識などの附属物工事を発注し、早期供用に向け鋭意に進めていくとの回答でありました。

本市としましても、当該路線には、子育て、観光、農産物の流通といった本市のポテンシャルを一段と引き出し、また地域間交流や多世代交流など、様々なニーズに対応する役割を期待していることから、引き続き早期に供用開始できるよう徳島県に要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁ありがとうございました。

志度山川線ができると、阿波町の伊沢の北のほうの梅ノ木原とか伊沢谷地区が非常に便利になると思います。それを期待しますが、逆に道路がきれいになると、そちらからみんな住民の方が出ていってしまうところもあるんですが、人口増加につながればと思っております。県へ向けて、一刻も早い完成の要望をお願いします。

次の質問に参ります。

ごみ処理について、プラスチック分別の仕組みと処理費用について。

新ごみ処理施設におけるプラスチック資源循環について、プラスチック資源循環法第33条認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法により行いますとありますが、しかしこれは全国でも初めての方法で、環境省に認定される確証はありますか。

現実に好気性発酵乾燥方式でできた混合物からは、プラスチックリサイクルに使われるのは約30%と言われますが、選別機できちんと分けられるのでしょうか。残りの70%は焼却されると言われています。

紙とプラスチック混合物からプラスチックを分別する仕組みについて答弁ください。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 中野議員の一般質問3問目、ゴミ処理についての1点目。新ごみ処理施設で粉碎された紙とプラスチック混合物からプラスチックを分別する仕組みについて答弁をさせていただきます。

新ごみ処理施設の処理方式である好気性発酵乾燥方式プラスケミカル／マテリアルリサイクル方式では、従来のごみ焼却施設のようにごみを燃やさず、生ごみ、紙やプラスチック使用製品廃棄物などを含む可燃ごみを好気性発酵乾燥方式による好気性発酵によって乾燥処理し、有機物が発酵分解される一方で、プラスチック使用製品廃棄物を含む残渣を選別した上で、圧縮までを施設内で行います。

昨年度、処理方式を好気性発酵乾燥方式プラスケミカル／マテリアルリサイクル方式へ変更したことから、好気性発酵乾燥処理後の残渣の処理は再商品化事業者へ委託することとなります。このことから、組合では今後、プラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画を策定し、新ごみ処理施設運用開始までに大臣認定を取得する必要があるとございます。この再商品化計画を策定するため、今年度、組合では、再商品化事業者調査業務を行い、分別の仕組みや再商品化に係る費用について調査し、最も適した再商品化事業者が選定されることになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁ありがとうございます。

結局、好気性発酵乾燥処理した後の残渣の処理については、再商品化事業者へ委託するという可能性が多いということと、大臣認定を取得する必要があるということですね。

当初の施設計画で循環型社会形成推進交付金が措置されているのは方針転換以前からの計画だからで、環境省の暫定措置で認められているからです。好気性発酵乾燥後のケミカル／マテリアルリサイクルができなければ、変更前の契約と同じ処理が必要になります。

気候危機、プラスチック汚染の重大性を直視して、ぜひプラスチックの分別回収を実施し、実証されている技術による将来性のあるごみ処理施設計画となるよう、またいろいろご検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

新施設の建設までごみを山口県まで運ぶことになった経緯について。

新施設の建設まで、山口県の萩市に搬出して焼却してもらう計画と説明されています。トン当たり運搬費4万円、焼却費3万円と山口県まで運ぶという説明がなされていますが、産廃や一般廃棄物を燃やしてくれる業者は県内にもあるのではないのでしょうか。

さらに、自治体のごみ処理施設の稼働率は全国調査で50%です。運搬距離が萩市よりも近い自治体の処理施設でも、処理に協力してもらえる条件はあるのではないのでしょうか。どういう調査、検討をして、現在の発表に至ったのでしょうか。調査、検討過程とその結果を明確にし、なぜ山口県萩市なのか、納得いく説明をよろしくお願いします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 中野議員の一般質問の3問目、ごみ処理についての再問、新施設の建設までごみを山口県まで運ぶことになった経緯について答弁をさせていただきます。

中央広域環境施設組合では、令和4年10月に好気性発酵乾燥方式プラス固形燃料の総合評価一般入札方式によりまして告示を行いました。参加者がいなかったということが1番でございます、最初に。これを受けまして検証作業を行いました。令和5年10月、新ごみ処理施設の事業方式を公設民営から公設公営に変更することとし、再度入札に向けた準備を進めてまいりましたが、令和7年8月の新ごみ処理施設の稼働が見込めない状況となりました。

これにつきましても、先ほど、中野議員のほうから言われましたが、廃棄物処理法の6条の中で、一般廃棄物というのは、その団体の中で団体が責任を持って処理しなさいとい

う定義があるんですよ。そういった中で、広域は広域で一つと見てくれます。

そういった中で、それぞれの団体で一般廃棄物の処理計画というのを立てています。なので、産業廃棄物よりも一般廃棄物を市外へ持っていくというのは非常に難しゅうございます。なぜかといいますと、その県に県条例があったり、それと受け入れてくれる施設の意思表示があっても、そのこの議会とか首長の判断、そういった了承が得られなければ、持っていけないという調整がございます。

ですから、うちとして、昨年に業者選定をしたんですが、県内にはこのころに、今もでしょうが、年間1万5,000トンのごみを安定的に処理してくれる業者っていうのはおられません。

そういったことで、よく言われるんですけど、産廃処理処分場を持っていたら、そこで取ってもうたらええんと言うんですけど、これは議会とか首長の同意も要ったり、そのこの県条例もあって、なかなかこれは難しいということと、これはもうあくまで、三好市は例外にして、短期的な措置として全国的で行われております。何年間だけとかというんで、長期的に行っているところはございません。

それと、ごみの焼却を行わず、令和10年3月までの2年8か月の間、積替保管施設として使用することとして、令和6年3月から周辺住民の皆様を対象とした説明会を複数回開催し、これまでの経緯や延長の期間について説明するとともに、改造工事に向けた準備を進めてまいりました。

そして、先ほども申しましたが、積替保管施設の、そのまま持っていきませんので、改造工事とか運転、維持管理、ごみの運搬及び処理までの一連の業務を、民間の創意工夫を生かしつつ、安全性や効率性を確保するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集したところ、応募がありまして、現在山口県の萩市まで運んでいるところでございますが、これも7月23日より県外搬出を行っておりますが、臭気などについては現在までに苦情などはございませんが、吉野町、土成町の今までの施設の住民の方には、ピットを使わせていただきまして、この後もいろんな周辺対策事業も含めまして協議がまだまだ残っておりますので、非常にご迷惑をおかけしておりますことにおわびを申し上げますとともに、阿波町の新施設も含めまして、喫緊に新しいごみ処理の枠組みが決まりましたら、早急に説明会にまた行きたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁ありがとうございました。

結局、公募型プロポーザル方式によって募集したところ、山口県萩市のところが応募があったということで、今山口県の萩市のほうへ行ってることですが、これからぜひ分別減量を優先した、そういうごみ処理施設ができるように、ぜひ、また取り組んでいただきたいと思います。

昨日、私はこちらの研修を休んで、県庁のほうで全県議員団会議とあって、ほかの共産党の市町村の議員との交流をしてましたが、上勝町も有名なんですけども、勝浦町の議員からも、うちもちゃんとやっとなら見に来てよって言われましたので、またいろんなところに行く機会があれば、ぜひ視察を考えてください。

それでは、次の質問に行きます。

訪問介護について。

訪問介護は在宅介護の要といわれるサービスです。その事業所が全くない自治体がこの1年間で18も増えたというニュースがあります。保険給付の前提となるサービス基盤の崩壊が加速していることを示すものです。保険あって介護なし、制度の根幹を掘り崩す重大事態です。介護報酬を削減し続け、人手不足や経営難を深刻にしてきた政権の責任が厳しく問われます。

訪問介護事業は、既に2022年度決算で4割が赤字でした。それにもかかわらず、政府は、24年4月の報酬改定で訪問介護の基本報酬を二、三%引き下げました。その結果、厚生労働省の調査でも事業所の6割近くが減収に。このように事業所は厳しい状態に置かれています。

そこで、質問します。

2018年をピークに2023年の調査では全国の事業所数が5年で10%減少しています。現在、本市の訪問介護を担当する事業所は何か所あるんでしょうか。また、その利用状況についてお答えください。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 中野議員の一般質問の4問目、訪問介護について、2018年をピークに2023年の調査では全国の事業所数が5年で10%減少。現在、本市の訪問介護を担当する事業所は何か所あるのか。利用状況はについて答弁をさせていただきます。

訪問介護事業所の役割につきましては、利用者の皆様が住み慣れた場所で生活を続けていただけるよう、ホームヘルパーが居宅を訪問し、日常生活を支援する介護サービスを提供しております。

具体的には、ケアプランに基づき、食事や入浴、排せつといった身体介護のほか、掃除や洗濯、調理、買物などの生活援助を行っております。

現在、本市に開設されております訪問介護事業所は18か所あり、2018年からの5年間では5か所減少しておりますが、介護サービスの利用状況を見ますと、訪問介護を必要とする方がサービスを受けられないといった状況には至っておりません。

一方で、本市の高齢化率は、全国平均を上回って推移しており、後期高齢者の増加に伴い、介護サービスの需要は高くなることを見込まれております。

加えて、介護職員の高齢化や人材不足などにより、事業所の運営が難しくなり、休・廃止につながる可能性もございます。

このような状況を踏まえ、本市の取組といたしましては、ヘルパー不足の解消に向け、生活支援員養成講座を開催し、終了された方をシルバー人材センターに登録いただく取組を行っております。

今後におきましても、在宅での支援が困難となり、ご家族の負担が重くならないよう、国や県と連携しながら、潜在的人材の活用や介護人材の育成確保に努め、高齢者福祉の充実強化に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁ありがとうございました。

2018年から5年間で5か所減少していますが、18か所もあるということで、安心しました。そして、訪問介護が必要な方はサービスを受けれる体制ができているというふうに理解しました。

しかし、高齢化社会です。

8月31日の徳島新聞に介護保険制度について全国自治体アンケートについての記事が1面で取り上げられていました。阿波市を含む4市町村を除く18市町村と知事が、介護保険制度を維持するために公費負担や保険料、利用者負担の引上げを検討すべき、どちらかというところと検討すべきと答えてました。検討を求める首長に優先的な施策を2つまで尋ねると、国の負担割合の引上げが84%で最多、利用者負担2割、3割の対象拡大が35%

です。

今後も介護人材の育成確保に努めていただきながら、国の負担割合の引上げを要望していただき、高齢者福祉の充実強化に取り組んでいただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで12番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日5日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時44分 散会